【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月6日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

ブライアン・バークホルダー 【代表者の役職氏名】

(Director, Brian Burkholder)

ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・ 【本店の所在の場所】

タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309

(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104,

Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理

> 橋 本 雅 行 同

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

村 松 篤 【事務連絡者氏名】 弁護士

> 同 浅尾 昇太

> 同 岡田春奈

同 中山希

同 土肥 俊樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集(売

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン)

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド 出)外国投資信託受益証券に

(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Foreign Currency 係るファンドの名称】

Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund)

【届出の対象とした募集(売

100億米ドル(約1兆906億円)を上限とします。

出)外国投資信託受益証券の

金額】

(注)米ドルの円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売 買相場の仲値(1米ドル=109.06円)によります。以下、別段の記載がない限り、米 ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ 戦略ファンド

(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund)

- (注1)外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド(以下、「ファンド」といいます。)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下、「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。
- (注2)日本において、ファンドの愛称として「スマレバUSD」を使用することがあります。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下、「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)は記名式無額面受益証券の米ドル・コース(以下、「米ドル・コース」といいます。)です。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

100億米ドル(約1兆906億円)を上限とします。

- (注1)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。
- (注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入 してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

受益証券1口当たりの発行価格は、各取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格(以下、「基準価額」といいます。)

「取引日」とは、各ファンド営業日またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注)発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5)【申込手数料】

申込手数料が受益証券の購入金額に加算されます。申込手数料の額は、申込口数に応じて、購入金額の3.30%(税抜3.00%)を上限とする日本における販売会社(以下で定義されます。)が定める手数料とします。詳しくは日本における販売会社にご照会下さい。

(6)【申込単位】

1口以上1口単位

(7)【申込期間】

2020年3月23日(月曜日)から2021年7月30日(金曜日)まで

- (注1)申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
- (注2)申込みの取扱いは原則として各取引日(以下に定義します。)の前のファンド営業日(以下に定義します。)の午後5時 (日本時間)または日本における販売会社が別途定める時までとします。
- (注3)上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日(以下に定義します。)の申込みとして取り扱われます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(以下、「日本における販売会社」といいます。)については、大和証券投資信託委託 株式会社(以下、「管理会社代行サービス会社」といいます。)までご照会下さい。

ホームページ・アドレス: https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

投資家は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。

「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日 (通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。

「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならび に/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ダブリン、ロンドン、東京の銀行の営業日(土曜日および日曜日を除きます。)またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項ありません。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金はありません。

(ロ)引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における 販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下、「代行協会員」といいます。)をファンド に関して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、 またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融 機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

(八)申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下、「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドル貨または円貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。換金(買戻し)代金についても同様です。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

(二)日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

海外において、当初1口当たり100.00米ドルで受益証券の発行が行われます。

EDINET提出書類

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

日本における販売会社のグループ会社であり、ファンドの管理会社代行サービス会社に指定されている大和証券投資信託委託株式会社は、シードマネーの拠出として、2020年3月23日に、ファンドの受益証券を、約450万米ドル分取得することとしています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
 - a.ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、独自の数量モデルを活用して、(とりわけ)世界各国の株価指数先物およ び債券先物に投資する、マン・エーエイチエル・アクティブ・バランスド(1クラス)(以下、「投資 対象ファンド」といいます。)にファンドの資産をおおむね全て投資することにより、資本の成長を 生み出すことです。投資対象ファンドは、為替リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。ただ し、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。投資対象ファンドは、マン・ファンズ ・ピーエルシー(以下、「アンブレラ・ファンド」といいます。)のサブ・ファンドです。アンブ レラ・ファンドは、アイルランドにおいて変動資本投資会社(登録番号449860)として設立され、 2011年欧州共同体規則(譲渡可能証券の集団投資事業)(改正済)に従いアイルランド中央銀行によ り認可された、サブ・ファンド間との分離された負債を有するアンブレラ・ファンドです。アンブレ ラ・ファンドの管理会社は、マン・アセット・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下、 「投資対象ファンド管理会社」といいます。)です。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファン ドに関して、インベストメント・マネージャーとしてAHLパートナーズ・エルエルピー(以下、「投資 対象ファンド投資運用会社」といいます。)を任命します。ファンドは、現金(米ドル)を保有する こともできます。発行額の上限は、100億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の 額です。管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停 止を行う場合があります。

b.ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下、「基本信託証書」といいます。)および2020年2月24日付の補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法(改正法)(以下に定義されます。)に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

(2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日 管理会社の設立

2013年12月2日 基本信託証書締結

2014年7月1日 修正信託証書締結

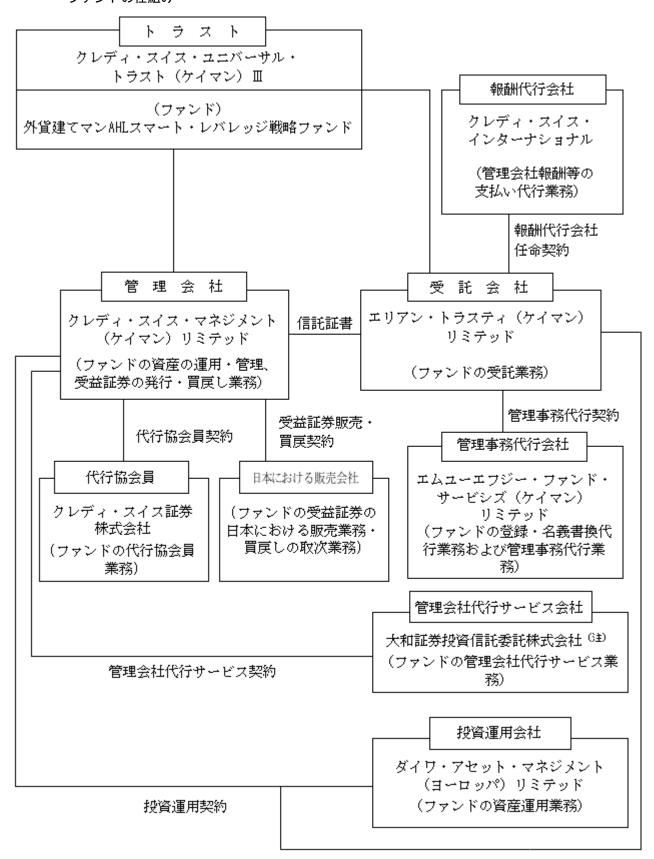
2014年11月24日 修正信託証書締結

2014年12月29日 修正信託証書締結

2020年 2 月24日 補遺信託証書締結

2020年3月23日 ファンドの運用開始

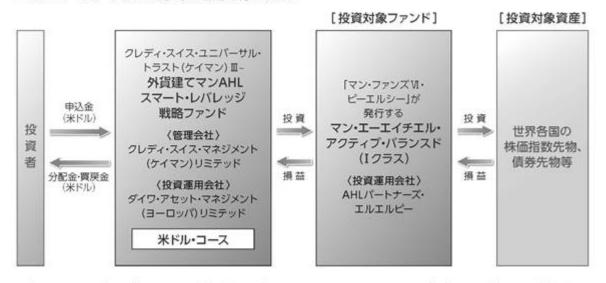
(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



(注) 大和証券投資信託委託株式会社は、2020年4月1日付で、商号を「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。

ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「マン・ファンズVI・ピーエルシー」が発行する「マン・エーエイチエル・アクティブ・バランスド(Iクラス)」の組入 比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国の株価指数 先物、債券先物等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上	±=-// ±= = 1====
	の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジ	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の
メント (ケイマン) リミ		管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの
テッド		終了について規定しています。
(Credit Suisse		
Management		
(Cayman)Limited)		
エリアン・トラスティ (ケ	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、
イマン) リミテッド		ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用につい
(Elian Trustee		て規定しています。
(Cayman)Limited)		
	75 m = 25 // /-	
	管理事務代行	2020年3月5日頃付で受託会社との間で締結の管理事務代
ド・サービシズ(ケイマ	会社 	行契約 ^(注1) において、ファンドの管理事務代行業務につ
ン)リミテッド		いて規定しています。
(MUFG Fund Services		
(Cayman) Limited)	ハクサムロ	
クレディ・スイス証券株式	代行協会員 	2020年 2 月28日付で管理会社との間で締結の代行協会員契
会社		約 ^(注2) において、代行協会員として提供する業務につい
		て規定しています。
本書「第一部 (8)申込	日本における	管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約 ^(注3) に
収扱場所」をご参照くださ	販売会社	おいて、日本における販売会社として提供する業務につい
l ι ι.		て規定しています。
クレディ・スイス・イン	報酬代行会社	2020年3月5日頃付で受託会社との間で締結の報酬代行会
ターナショナル		 社任命契約 ^(注4) において、ファンドに代わって行う運営
(Credit Suisse		経費の支払いについて規定しています。
International)		
ダイワ・アセット・マネジ	投資運用会社	2020年3月5日頃付で管理会社および受託会社との間で締
メント(ヨーロッパ)リミ		 結の投資運用契約 ^(注5) において、投資運用業務について
テッド		規定しています。
大和証券投資信託委託株式	管理会社代行	2020年3月5日頃付で管理会社との間で締結の管理会社代
 会社 ^(注6)	サービス会社	 行サービス契約 ^(注7) において、管理会社代行サービス業
- · · -		務について規定しています。
		「は会された答理事務化行会社がファンドに関する日々の答理事務業務を提供

- (注1)管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供 することを約する契約です。
- (注2)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見 書の日本における協会員である販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会によ り要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。
- (注3)受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売お よび買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注4)報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した 契約です。

- (注5)投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務を提供することを約する契約です。
- (注6)「大和証券投資信託委託株式会社」は、2020年4月1日付で、商号を「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。
- (注7)管理会社代行サービス契約とは、管理会社と管理会社代行サービス会社との間で、管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社:	クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド	
	(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下	、「会社法」
	といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資	信託の管理会
	社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的	は、投資信託
	等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2020年1月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式	735,000株に分
	割される735,000米ドル(約8,016万円)です。	
4. 沿革	2000年 1 月 4 日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド	735,000株
	(香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インター	(100%)
	ナショナル・コマース・センター88階)	

(注)米ドルの円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.06円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)(以下、「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)(以下、「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、 義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を 取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。 ミューチュアル・ファンド法 下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5)【開示制度の概要】

A.ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下、「СІМА」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- ()投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、また はその旨意図していること。
- ()会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しよ うと意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法(2020年改訂)
 - ・マネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

ファンドは毎年7月31日までには同年の1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2021年1月31日に終了する期間であり、受益者に交付される最初の監査済財務諸表は、2021年1月31日に終了する期間の監査済財務書類です。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項

について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

()投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または 販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に 交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会員のホームページにおい て提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されたインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社)は、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、独自の数量モデルを活用して、(とりわけ)世界各国の株価指数先物および債券先物に投資する投資対象ファンドにファンドの資産をおおむね全て投資することにより、資本の成長を生み出すことです。投資対象ファンドは、為替リスクを低減するため、為替へッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。投資対象ファンドは、アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドです。アンブレラ・ファンドは、アイルランドにおいて変動資本投資会社(登録番号449860)として設立され、2011年欧州共同体規則(譲渡可能証券の集団投資事業)(改正済)に従いアイルランド中央銀行により認可された、サブ・ファンド間で分離された負債を有するアンブレラ・ファンドです。アンブレラ・ファンドの管理会社は、投資対象ファンド管理会社です。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドに関して、インベストメント・マネージャーとして投資対象ファンド投資運用会社を任命します。ファンドは、現金(米ドル)を保有することもできます。

投資運用会社は、投資対象ファンドならびに現金(米ドル)により構成されるファンドのポートフォリオ(以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。)について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、半期ごとに一定額の収益を生み出すことがあります。かかる収益のうち、米ドル・コース受益証券に帰属する部分は、下記「(4)分配方針」に詳述のとおり、各分配日に、かかる受益証券の保有者に分配されることが意図されています。

「分配日」とは、各分配宣言日の4ファンド営業日後の日をいいます。

「分配宣言日」とは、2020年10月12日以降(同日を含みます。)の毎年4月12日および10月12日 (取引日ではない場合、翌取引日)または管理会社が決定するその他の日をいいます。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(以下「投資運用会社」といいます。)を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオをモニターし、サブアドバイズド・ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

(a)投資対象ファンド、および

(b)米ドル(現金)

投資運用会社はショート・ポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。

投資対象ファンドは米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、米ドル建て 以外の資産への投資は行いません。

ファンドの目的

世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行い、信託財産の 成長を目指します。

ファンドの特色

- 世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行い、独自の数量 モデルを活用してポジションを構築します。
 - ◆投資運用会社は、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行うマン・エーエイチエル・アクティブ・バランスド(Iクラス)(以下、「投資対象ファンド」ということがあります。)の投資証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - ◆投資対象ファンドの目標ボラティリティ水準を維持することにより、あらゆる市場環境において超過収益の獲得を目指します。なお、目標ボラティリティは10%とします。
 - ◆投資対象ファンドは、デリバティブ取引において、レバレッジを活用します。
 - ◆ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - ◆投資対象ファンドの運用は、AHLパートナーズ・エルエルピーが行います。
- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。
 - ◆ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ③ 毎年4月12日および10月12日(取引日ではない場合、翌取引日)の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

(注)第1回目の収益の分配宣言日は、2020年10月13日を予定しています。

[分配方針]

●原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社がファンドの受益証券1口当たり 純資産価格(以下、「基準価額」といいます。)の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、 管理会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を 行う場合があります。将来の分配金の支払およびその金額について示唆、保証するものではあり ません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

. 投資対象ファンドに関する情報

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、幅広い資産に対してダイナミックにエクスポージャーを提供することにより、中長期にわたって資本の成長を生み出し、市場状況に左右されない、安定したボラティリティ水準を有する超過リターンの流れを提供することです。かかる超過リターンの流れとは、質の高い短期国債への投資によってもたらされるリターンを上回るリターンをいいます。投資対象ファンドの基本通貨は米ドルです。

投資対象ファンドの投資方針

投資対象ファンドは、市場状況に左右されない、安定したボラティリティ水準を有する超過リターンの流れ(上記に詳述)を提供するために、独自の数量モデルである「マン・アクティブ・バランスド」戦略に従い、全てまたはおおむね全ての資産を割り当てることにより、目的達成を図ります。このモデルに関する詳細は、下記「投資アプローチ」を参照して下さい。「投資有価証券および資産クラス」に定められているとおり、資産を現金管理目的で割り当てることもあります。

投資対象ファンドは、投資証券の純手取金額のすべてまたは一部を(i)上場金融デリバティブ商品 および店頭金融デリバティブ商品ならびに(ii)下記「投資有価証券および資産クラス」に詳述される譲渡可能証券に投資することにより、戦略を実行します。

投資対象ファンド投資運用会社は、預金、現金または現金等価物および短期金融資産(下記に詳述)を保有することもできます。

他の法域に所在する証券取引所もしくは市場に上場もしくは取引されている会社または商品への 投資を通じて、ある国または地域へのエクスポージャーが生じる可能性があります。かかる投資を 行うために使用される金融商品には、預託証券および参加証書が含まれます。

投資対象ファンドは、原則として金融デリバティブ商品に投資することができます。

投資アプローチ

投資対象ファンドは、エーエイチエル・エルエルピーが設計した洗練された独自の投資戦略である「マン・アクティブ・バランスド」戦略に従い投資を行います。その投資哲学は、株価指数先物、債券先物およびスワップを含む、下記の「投資有価証券および資産クラス」に定められた一部またはすべての市場および資産クラスに対する(主に金融デリバティブ商品の利用を通じて)安定的なリスク・エクスポージャーを提供することです。下記「投資有価証券および資産クラス-先物取引」に詳述のとおり、かかる先物は、世界中の幅広い株価指数および債券指数にエクスポージャーを提供します。目的は、市場状況に左右されない安定的なボラティリティ水準を有する超過リターンを提供することです。

投資対象ファンドは、下記に詳述するように、特定のポジションに対するエクスポージャーを調整するためのシステマティックなアルゴリズムを使用することによって、かかる目的を達成します。

ポジション規模(エクスポージャー)は、投資対象ファンドのリスクに基づく各ポジションの名目元本を調整するシステマティックなアルゴリズムに基づくものです。この戦略は、特定の市場におけるボラティリティ水準の度合いを測るものです。市場が乱れていて、リターンが変動しやすければ、この戦略はエクスポージャーを減少させます。他方、市場が安定している場合には、エクスポージャーを上昇させます。これは、戦略のリターンにおけるボラティリティ水準を安定化させることを目的としています。この方法は「ボラティリティ・スケーリング」と呼ばれ、戦略内の様々なレベル(すなわち、特定の市場、資産クラスのレベルまたは全体的なポートフォリオのレベル)で適用することができ、それにより個別の市場、資産クラスおよびポートフォリオ全体のレベルで

エクスポージャーを管理することが可能になります。この仕組みによって、この戦略は、経時的に様々なレベルでバランスのとれたリスク・エクスポージャーを達成できます。その結果得られるポートフォリオは、一定の目標レベルのボラティリティ水準で、経時的に安定したものを達成することを目的としています。投資対象ファンドは、純資産総額の10%を年換算ボラティリティ目標に設定しています。

ボラティリティ・スケーリングに加え、この戦略は下方リスクの管理のために追加のシステマティックなオーバーレイを利用しています。一つ目は、過去の価格動向を用いて、市場が下降傾向にある時期を特定するモメンタム・オーバーレイです。この戦略では、下降傾向の強さに応じてポジションを縮小するためにこの情報を使用し、それにより下落市場におけるリスクを低下させます。二つ目は、ボラティリティの急上昇に迅速に反応するボラティリティ・スイッチング・メカニズムです。三つ目は、日中のデータを使用し、債券資産が株式およびその他資産に対するヘッジとして機能しなくなる危険な環境を特定します。これらのオーバーレイの組み合わせは、下方リスクを減らし、リスク調整後のリターンを向上させることを目的としています。

投資対象ファンドの投資は、地理的な区分に制限されず、新興市場を含む世界中で行うことができます。

この戦略は、日次でエクスポージャー限度額および取引限度額ならびにリバランスを伴います。 総エクスポージャーの限度額は、投資対象ファンドの純資産総額の約6倍となります。取引限度額 とは、ある特定の期間について取引システムが発注する注文額の上限で、投資対象ファンドの純資 産総額に応じて変動します。取引限度額は流動性の評価水準に基づくものであるとともに、市場固 有のものであり、定期的な見直しの対象となります。取引限度額は、市場に著しい影響が見られない参加レベルで設定されます。

通常、投資対象ファンドは、前述の資産に対する買い持ちのエクスポージャーを通じてリターンを生み出すことを目標としています。しかしながら、ロング / ショート投資戦略の適用を企図することもでき、先渡、先物、オプションおよびスワップ (下記に詳述)の利用によりロング・ポジションおよび「シンセティック・ショート」ポジションを提供するデリバティブに投資する能力を最大限活用することもできます。投資対象ファンドは、投資対象であるいずれの資産クラスにおいても、ロング・ポジションまたはシンセティック・ショート・ポジションを取ることができます。投資対象ファンドの市場エクスポージャーは、時間とともに変動する可能性があり、通常であれば、投資対象ファンド投資運用会社の実勢市場状況分析に応じ、かつ投資対象ファンドの投資目的に照らして、ロング・ポジションにおいては投資対象ファンドの純資産総額の0%-600%、ショート・ポジションにおいては0%-60%の範囲となります。これらの範囲は制限ではなく、実際のエクスポージャーは適宜これらの予定範囲外になることもあります。

投資対象ファンド投資運用会社は、単独の裁量に基づき適切とみなす場合、投資対象ファンド内の特定のロング・ポジションをヘッジするために、シンセティック・ショート・ポジションを利用し、戦略の実行を図ることもできます。

投資有価証券および資産クラス

投資対象ファンドは、「マン・アクティブ・バランスド」戦略に従って資産を配分するにあたり、以下に記載する様々な商品に投資することができます。投資対象ファンドは各種権利(サブ・アンダーライティングを含みます。)に投資することもあります。

投資対象ファンドによる投資の結果、新興市場に対するエクスポージャーが投資対象ファンドの 純資産総額の20%を超える可能性があります。したがって、投資対象ファンドへの投資は、投資 ポートフォリオの大部分を占めるべきではなく、また、すべての投資者にとって適切であるとは限 りません。

金融デリバティブ商品

一般に、原資産への直接投資よりも効率的であるかまたは費用対効果が高い場合に、以下に記載する金融デリバティブを利用することがあります。

I	
先物取引	先物取引は、特定の市場へのエクスポージャーを得るために利用されることがあ
	ります。投資対象ファンドは、株式市場へのエクスポージャーを得るために株価
	指数先物に、また債券市場へのエクスポージャーを得るために債券先物に投資す
	ることがあるほか、通貨、金利、債券および株式に関連する先物に投資すること
	があります。
	投資対象ファンドは、先進市場と新興市場の両方を含む世界中の幅広い株価指数
	および債券指数へのエクスポージャーを得ることを目指します。かかる株価指数
	について、特定の産業、セクターまたは地域に焦点を絞ることや、特定の時価総
	額に焦点を絞ることは想定していません。エクスポージャーを取得する対象とす
	る債券指数は、投資適格債、ハイ・イールド債または無格付債に関する制限なく
	国債および / または社債により構成される可能性があります。
	また、特定の市場リスクをヘッジするために先物取引を利用することがありま
	す。
先渡取引	先渡取引は、市場リスクをヘッジするために利用することがあります。
スワップ	利益を得るとともに既存のロング・ポジションおよびショート・ポジションを
	ヘッジすることを目的とする、スワップ(金利スワップ、トータル・リターン・
	スワップ、リカバリー・レート・スワップ、配当スワップ、バリアンス・スワッ
	プおよびフォワード・スターティング・バリアンス・スワップ(通常はUCITSの定
	める適格株価指数に基づくもの)を含みます。)およびスワップション(通常は
	金利に基づくもの)を利用することがあります。トータル・リターン・スワップ
	の原資産となるのは、株価指数および固定利付証券指数です。
差金決済取引	差金決済取引は、特定の市場リスクをヘッジし、より高水準のレバレッジをかけ
	るために利用されることがあります。
	÷

譲渡可能証券

株式	投資対象ファンドは、あらゆる産業セクターおよび地理的セクターならびに時価
	総額の上場株式および普通株式に投資することがあります。
固定利付証券	投資対象ファンドは、投資適格債、ハイ・イールド債または無格付債に関する制
	限のない、固定金利および/または変動金利の国債および/または社債を含む固
	定利付証券に投資することがあります。投資対象ファンドは、かかる債券の発行
	体について地理的な焦点を絞ることはしません。

短期金融商品

短期金融商品	現金管理を目的として、預金証書、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、担
	保付借入および貸付債権、譲渡性預金証書、国債証券、変動利付債ならびにその
	他の短期債務を含む短期金融商品を利用することがあります。

預金、現金および現金等価物

銀行預金	現金管理を目的として、定期預金を利用することがあります。
外貨	投資対象ファンドは、現金管理を目的として、外貨のポジションを保有すること
	があります。
その他の流動資産	現金管理を目的として、現金等価物(財務省短期証券、銀行預金証書、銀行引受
	手形等)および流動性のある国債証券を含むその他の流動資産を利用することが
	あります。

投資制限

投資対象ファンドは、2011年欧州共同体規則(譲渡可能証券の集団投資事業)(法令2011年第211号)(改正済)に定められる投資制限、および同規則に基づく適用あるすべてのアイルランド中央銀行規制(ただし、2013年中央銀行法(監督および執行)(第48条(1))(譲渡可能証券の集団投資事業)2015年規則(随時の改正および補足を含みます。)およびこれに関してアイルランド中央銀行が発布する指針を除きます。)、条件または適用除外(以下、「UCITS規則」といいます。)に従うものとします。

レバレッジ

投資対象ファンドは、上述した金融デリバティブ商品の利用を通じてレバレッジを行います。レバレッジは、すべての金融デリバティブ契約の想定元本の総額として定義されます。レバレッジの総額が、投資対象ファンドの純資産総額の600%を超えることは想定されていません。ただし、投資者は、投資対象ファンドのレバレッジ水準が随時変動する可能性があることに留意してください。

短期金利戦略が採用されている場合、この想定元本総額手法は、非常に高いレバレッジをもたらす可能性があり、通常、そうしたポジションに関連する実際の市場リスクは想定元本に反映されません。あるデリバティブ契約が、他のデリバティブ契約の市場リスクを部分的または完全に相殺する可能性があることにも注意が必要です。また、デリバティブ契約は、株式や債券といった非デリバティブ商品の保有に関連するリスクを軽減することもあります。UCITSによりデリバティブの想定元本総額を開示することが義務付けられていますが、かかる措置では上述したネッティングや相殺は認められていないため、それがデリバティブの利用に伴う市場リスクを必ずしも表しているとは限りません。

投資者は、アンブレラ・ファンドの英文目論見書および投資対象ファンドの英文目論見書補遺の 規定は随時変更される可能性があることに留意すべきです。

投資対象ファンドの投資運用会社

投資対象ファンド投資運用会社としてのAHLパートナーズ・エルエルピーの概要は以下のとおりです。

投資対象ファンドの投資運用会社について

AHLパートナーズ・エルエルピーの概要

- AHLパートナーズ・エルエルピー(1987年創業、本拠地:英国ロンドン)は、マン・グループ傘下のクオンツ・マルチアセット戦略を提供する資産運用会社です。
- マン・グループ(1783年創業、本拠地:英国ロンドン)は、複数の運用会社を傘下に持つ世界最大級の オルタナティブ投資を中心とする運用会社です。年金基金、保険会社、財団などの投資家を主な顧客 基盤としています。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照下さい。

(3)【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社であるエムユーエフジー・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

<u>ニコラス・パパベリ</u>ン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、香港のクレディ・スイスのディレクターです。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスAPACにおける投資信託、SPVおよび保険商品を含む包括ソリューション開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン(「バラン」)・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービシズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、

2000年にUBSファンド・サービシズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービシズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービシズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービシズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2020年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドは、半期ごとに一定額の収益を生み出すことがあります。ファンドの現在の分配方針では、 米ドル・コース受益証券に関し、キャピタル・ゲインを超過し、関連する分配期間に関して米ドル・ コース受益証券に帰属する投資元本(投資対象ファンドの投資証券の換価)から、各分配日について半 期ごとの分配金(以下、「半期分配金」といいます。)を、当該コースの受益証券の保有者に対し支払 うこととしています。

原則として、各分配日について支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、受益証券一口当たりの投資対象ファンドからの収益およびキャピタル・ゲインをはじめとする要素を考慮して、半期ベースで決定します。

さらに、投資者は、管理会社が、適切とみなした場合、米ドル・コース受益証券に帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、ある期間について米ドル・コース受益証券に関する半期分配金を支払わない選択をすることがあることにも留意することが重要です。管理会社がかかる選択をする場合とは、ファンドの投資目的および方針の適用が、前半期にマイナスの運用実績をもたらしたか、または管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社がその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金がその後 も支払われるという保証や、支払われるとしてそれが同等の金額であるという保証はありません。

宣言された半期分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金を控除します。)。分配金は、関連する分配基準日に米ドル・コース受益証券の受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。

「分配期間」とは、分配宣言日(同日を含む)に終了し、初回分配期間の場合には設定日に、その後は前分配基準日の翌暦日に開始する期間をいいます。

「分配基準日」とは、各分配宣言日直前のファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。

(5)【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

- 1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
- 2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。

- 3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
- 4. 受託会社、もしくは管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
- 5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)が管理 する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社に対する合計株数が当該企業の全 発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなり ません。
- 6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下、「エクイティ・エクスポージャー」といいます。)が当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
- 7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下、「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
- 8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分(以下、「債券エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で()(エクイティ・エクスポージャー以外の)有価証券、()(デリバティブ・エクスポージャー以外の)金銭債権、および()匿名組出資持分を保有してはなりません。
- 9. 管理会社(または代理人)は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式 エクスポージャー、債券エクスポージャー、およびデリバティブ・エクスポージャーが合計で純資 産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーに おける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
- 10. 管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、店頭デリバティブ取引および/またはその他の非デリバティブ取引に関する、あるカウンターパーティー単独の信用リスク(以下「カウンターパーティー・リスク」といいます。)が純資産総額の10%を超えることを許可してはなりません。カウンターパーティー・リスクとは、管理会社(または代理人)がファンドの勘定で行うカウンターパーティーに対する上記の取引に係る未実現利益から提供される担保金額を差し引いたものをいいます。120日以内に満期が到来する外国為替取引(ノンデリバラブル・フォワードを除きます。)のカウンターパーティー・リスクは、ゼロとみなされます。
- 11. 管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で投資対象ファンド以外の投資信託、ファンドまたは会社の株式および/または受益証券に直接投資してはなりません。

いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により(上記(6)項から(10)項の投資制限に代表される)日本証券業協会のガイドラインからの逸脱がある場合、管理会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要な全ての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)。

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはそ

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

の代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者 の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要だと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク・信用リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価の変動

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

公社債の価格変動

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより 高いものになると考えられます。

株価指数先物取引・債券先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物、債券先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場または債券市場の下落によって、株式市場または債券市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象証券または指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。

ファンドが活用する戦略に関するリスク

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。

投資対象ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建てを行うことから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。また、レバレッジを活用して取引を行いますので、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資するため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い 為替変動リスクがあります。

投資対象ファンドは、為替ヘッジを行いますが、影響をすべて排除できるわけではありません。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b)投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c)ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a)投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b)投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c)当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券のコースの投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。 依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会 社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

その他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下 げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となりま す。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、その投資運用者の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

サブアドバイズド・ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、サブアドバイズド・ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってサブアドバイズド・ポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社 が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものでは ありません。

分配

米ドル・コース受益証券に関する現在の分配方針では、分配は、半年ごとに各分配宣言日に対応する分配期間の米ドル・コース受益証券に帰属する投資元本(投資対象ファンドの投資証券の現金化)からその全部または一部が分配されることを宣言します。

分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む 投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する 米ドル・コース受益証券の元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが

強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領 する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

コース間の負債

受益証券が複数のコースで発行されている場合、あるコースの受益証券の保有者はその他のコースの 資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のコースの負債がそのコースに帰属する資産を上 回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のコースに帰属する資産に遡及していくことができま す。

買戻しにより予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド 注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能 性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での 受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損 失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での基準価額が増 減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを 行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場 合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性が あります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な 現金を調達するため、そうでない場合に要求されるより急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格 よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営-3 資産管理等の概要-(1)資産の評価- 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営-2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、受益証券の申込者は、 関連する取引日またはその日から2ファンド営業日以内に追加申込の購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無

償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻しされた日までの期間に、同一受益証券コースの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同一受益証券コースの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同一受益証券コースの受益証券をかかる期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一コースの受益証券を保有する受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻しされた受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は、未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が、監査済み基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が、監査済み基準価額に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金-(3)管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの受益証券の最後の残存コースの最終買戻日は2025年 1月31日が予定されていますが、潜在的投資者は、ある受益証券のコースの全ての受益証券につき強制買戻事由が発生した場合(以下、「強制買戻事由」といいます。)、最終買戻日が早まることに留意すべきです。ある受益証券コースの受益証券に関する強制買戻事由は、(i)米ドル・コースの受益証券について、評価日において当該コースの受益証券に帰属する純資産総額が1,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、受益者全員に通知することにより、当該コースの受益証券の全てを強制的に買い戻すべきであると判断した場合、(ii)投資対象ファンドの投資証券が強制償還されたときに、管理会社が、受託会社と協議の上、

管理会社の判断する口数の当該コースの受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合、または(iii) 受託会社および管理会社が、ある受益証券のコースの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。下記に記載のとおり、投資対象ファンドにおけるクラスI投資証券の購入申込みが拒絶された場合、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドを終了することができます。

「評価日」とは、各ファンド営業日またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

為替リスク

米ドル・コース受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者の通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドル安または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含みます。)および米ドルまたは場合によっては投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資者の通貨の高騰により、(a)純資産総額および基準価額の投資者の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨の相当額が減少する可能性があります。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、そ

の法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および / または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

買戻し及び購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド 注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能 性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での 受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損 失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での基準価額が増 減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

過去、いつくかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なプローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るよ

うになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を 有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右され る可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a)投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b)投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c)投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的 を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社またはポートフォ

リオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドまたはこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社(管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

為替変動リスク

投資対象ファンドは、為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものでは ありません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドの投資証券への投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドの投資証券を取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、投資証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理 事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づい て行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があり

ます。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があり、かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの投資主は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があり、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資運用会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資運用会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンド投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。受託会社、管理会社または投資運用会社が投資対象ファンドの投資に関して(代理人または代表者を通じて)議決権を行使できる場合であっても、当該投資に関する受託会社または管理会社による議決権の行使は投資対象ファンドの他の投資者の議決権の行使と一致しないことがあり、当該他の投資者の方がより強力な議決権を有する可能性があります。

アンダーライング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資運用会社およびその他のアンダーライング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。)の重複が生じうることに留意するべきです。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意するべきです。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ビークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者(ファンドおよびその他投資者を含みます。)による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される投資証券の強制償還が生じる可能性があり、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般

投資対象ファンドの投資証券の価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものに基づきます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

投資戦略リスク

投資対象ファンドに関する意思決定を支援するために、独自のおよび第三者のデータおよびシステムが使用されています。データの不正確さ、ソフトウェアまたはその他の技術的不具合、プログラミングの誤りおよび同様の状況によりこれらのシステムのパフォーマンスが低下し、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資対象ファンドの運用に用いられる数量モデルが期待どおりに機能すること、または投資対象ファンドがその目的を達成できることを保証するものではありません。

取引エラーのリスク

投資対象ファンド投資運用会社によって運営される複雑な実行モダリティならびに取引の速度および量は、事後的に見ると、常に、実行戦略によって要求または意図されていない取引の実行や、取引が実行されるべきときに時折実行されないことをもたらします。投資対象ファンド投資運用会社は、プローカー等のカウンターパーティーによって取引エラーが引き起こされた場合、合理的かつ実行可能な範囲で、そのような取引エラーに関連する損失を当該カウンターパーティーから回収することを試みます。投資対象ファンド投資運用会社によって取引エラーが引き起こされた場合、当該取引エラーの文書化および解決のために正式な手続きが整備されています。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドを代理して行う取引の量、多様性および複雑性を考慮すると、投資者は取引エラーが時折発生することを想定すべきです。当該取引エラーにより投資対象ファンドに利益が生じた場合、当該利益は投資対象ファンドにより留保されます。ただし、取引エラーにより損失が生じた場合、投資対象ファンドの取締役が別途定める場合を除き、投資対象ファンド投資運用会社がその内部方針に従って負担します。モデルおよびデータに関するリスク

投資対象ファンドに関して、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンド投資運用会社の投資専門家に取引ごとの裁量を与えるよりはむしろ、独自の数理的数量的モデル(以下、個別にまたは総称して「本モデル」といいます。)ならびに投資対象ファンド投資運用会社が開発したデータおよび第三者から提供されたデータ(以下、総称して「本データ」といいます。)に大いに依存しています。本モデルおよび本データは併せて、投資決定の構築、現在および潜在的な投資対象の評価(取引を目的とする場合および投資対象ファンドの純資産価額の決定を目的とする場合を含みますがこれらに限定されません。)、リスク管理に関する洞察の提供ならびに投資対象ファンドのポジションおよび投資対象のヘッジの支援のために用いられます。本モデルおよび本データは、エラー、遺漏、不完全性および機能不全を含むことが認識されています(以下、総称して「システム・イベント」といいます。)。

投資対象ファンド投資運用会社は、内部テスト、シミュレーション、リアルタイム・モニタリング、 ポートフォリオ全体の管理プロセスおよび(多くの場合)ソフトウェア・コード自体における独自の セーフガードの利用の組み合わせを通じて、実行可能な限りにおいて、システム・イベントの発生およ び影響を軽減するように努めています。当該テスト、モニタリングおよび独自のセーフガードにもかか わらず、システム・イベントによって、特に、予期せぬ取引の実行、予定していた取引の実行の失敗お よび遅れ、適切な取引配分の失敗、利用可能なデータの適切な収集および整理の失敗、一定のヘッジも しくはリスク軽減措置の不履行、ならびに/または一定のリスクを増大させる措置の実行が発生し、投 資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。第三者から提供された本データにおけるシ ステム・イベントは、通常、投資対象ファンド投資運用会社の支配が全く及びません。投資対象ファン ド投資運用会社が投資対象ファンドを代理して従事する調査およびモデリングのプロセスは、極めて複 雑であり、金融的、経済的、計量経済学的および統計的な理論、調査およびモデリングと関係してお り、かかる投資アプローチの結果は、コンピューター・コードに変換されなければなりません。投資対 象ファンド投資運用会社はこれらの機能のそれぞれに関する技能を有する個人を雇い、適切な水準の監 督を実施し、その他の軽減措置およびプロセスを採用するように努めていますが、個々の業務の複雑 さ、当該業務を統合することの困難さおよび最終製品の「現実世界」でのテストを実行する可能性が制 限されていることによって、シミュレーションおよび類似の方法があっても、本モデルのコードに一ま たは複数のコーディング・エラーが含まれる可能性が生じ、システム・イベントが発生する潜在的可能 性があり、さらに、一または複数の当該コーディング・エラーが投資対象ファンドの運用パフォーマン スに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社の投資戦略は、大量の本データの収集、クリーニング、選択および分析の実行に大いに依存しています。したがって、本モデルは、適切な本データの入力に大いに依存しています。しかしながら、すべての関連する利用可能な本データを、本モデルの予測、投資決定およびその他のパラメーターに組み込むことは不可能および実行不能です。投資対象ファンド投資運用会社は、各投資戦略に関してどのような本データを収集し、当該本データのどのような小集合を本モデルにおい

て考慮して、最終的な投資決定に影響を及ぼす可能性がある予測を立てるかを決定するための裁量を行使します。さらに、本データの収集の自動化された性質のため、利用可能な本データの量および重要性、本データのクリーニングの複雑性および(多くの場合における)マニュアル性、ならびに本データの大半が第三者の情報源由来であるという事実のため、常に、要求されたおよび/または関連する本データの全部を投資対象ファンド投資運用会社が入手可能または処理するというわけではありません。特定の本モデルの長所、価値および/または強みにかかわらず、不正確な本データが入力された場合には、設計どおりのパフォーマンスとはならず、システム・イベントが発生し、投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。さらに、本データが正確に入力された場合であっても、本モデルを通じて本データによって予想された「モデル価格」は、特に、投資対象ファンドが投資する可能性のある、デリバティブ等の複雑な特徴を有する金融商品について、市場価格とは大幅に異なる場合があります。

不正確または不完全な本データが利用可能である場合、投資対象ファンド投資運用会社は、自らが利 用可能な本データに基づき引き続き予測を立て、投資決定を行うことができ、多くの場合にそうしま す。さらに、投資対象ファンド投資運用会社は、一定の利用可能な本データについて、予測を立てか つ / または投資決定を行う上で有益である可能性があっても、特にテクノロジー費用または第三者ベン ダー費用のため、収集の費用対効果が低いと判断することができ、その場合、投資対象ファンド投資運 用会社は当該本データを利用しません。投資対象ファンド投資運用会社は、自らが利用する本データの 選択について完全な裁量を有しています。投資対象ファンド投資運用会社は、本モデルに関して予測を 立て、または取引決定を行うにあたり、特定の本データまたは本データの種類の利用を選択し、または その利用を差し控えることができます。本モデルに関して予測を立て、または取引決定を行うにあたり 利用される本データは、(i)利用可能な最も正確なデータではなく、また(ii)誤りのないデータでない ことがあります。本モデルに関連して利用される本データのセットには限りがあります。大量の本デー タの収集、クリーニング、選択および分析に関連する上記のリスクは、投資対象ファンド投資運用会社 のような数量的なプロセスドリブン型のシステム的アドバイザーによる投資に固有のものです。本モデ ルおよび本データが不正確、誤導的または不完全であることが判明した場合、これらに依拠してなされ た決定によって、投資対象ファンドは、潜在的な損失にさらされ、時間の経過とともに当該損失が拡大 する可能性があります。たとえば、本モデルおよび本データに依拠することにより、投資対象ファンド 投資運用会社が、ある投資対象を高すぎる価格で買い付け、または他の投資対象を安すぎる価格で売却 し、または好ましい機会を完全に逃すこととなる可能性があります。同様に、誤った本モデルおよび本 データに基づくヘッジは、成功しないことが判明する可能性があり、また、投資対象ファンドの純資産 価額を決定するにあたり、評価についての本モデルに基づく投資対象ファンドの投資対象の評価が不正 確であることが判明する可能性があります。

さらに、本モデルが将来の変動を不正確に予想することで、キャッシュフローおよび / または時価評価ベースでの潜在的な損失につながる可能性があります。加えて、予期せぬまたは発生する確率の低い状況(多くの場合、ある種のマーケット・イベントまたは混乱が伴います。)において、本モデルは、システム・イベントであるか否かを問わず、予期せぬ結果を引き起こす可能性があります。

本モデルおよび本データにおける誤りは、多くの場合、検出することが極めて難しく、本モデルの場合には、設計書または仕様書がないことでシステム・イベントの検出がより難しくなる場合があります。回顧的に判断して、その検出がいかに難しいようにみえるかにかかわらず、一部のシステム・イベントは長期間にわたり検出されないままとなる可能性があり、また一部は決して検出されない可能性があります。最後に、投資対象ファンド投資運用会社は、自らの単独の裁量により対処または修理しないことを選択する一定のシステム・イベントを識別し、また、投資対象ファンド投資運用会社が、自らの単独の裁量により対処または修理しないことを選択したことを投資対象ファンド投資運用会社が承知しているシステム・イベントが第三者ソフトウェアにより引き起こされます。これらのシステム・イベントにより発生した悪影響は、時間の経過とともに拡大する可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、通常、システム・イベントの潜在的影響に関する重要性分析を実行していません。投資対象

ファンド投資運用会社は、本モデルに関して実施されたテストおよびモニタリングによって、数量的、体系的、かつコンピューター化された投資プログラムの賢明な運用者であればシステム・イベントを発生させた元の問題を特定し、修正することにより対処するであろう当該システム・イベントを特定し対処することができるものと考えています。ただし、当該プロセスが成功する保証はありません。投資家は、システム・イベントならびに結果として生じるリスクおよび影響が、投資対象ファンド投資運用会社のようなプロセスドリブン型のシステム的な投資対象ファンド投資運用会社による投資固有のものであることを想定すべきです。したがって、投資対象ファンド投資運用会社は、投資家に対して、発見されたシステム・イベントを開示することを予定していません。

投資対象ファンドは、システム・イベントに関連するすべての損失の負担を含む、本モデルおよび本 データへの依拠に関連するリスクを負担します。

陳腐化リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、本モデルの基礎となる前提が現実的なものであり、かつ将来においても現実的かつ関連性があるままであるか、または当該前提が市場環境全体の変化に合わせて調整されない限り、その数量的、システム的な投資戦略の展開において成功する可能性は低いものとなります。当該前提が不正確であるか、または不正確なものとなり、速やかに調整されない場合、本モデルは、収益性のある取引の契機を生じさせない可能性が高くなります。本モデルが一定の関連する要素を反映せず、投資対象ファンド投資運用会社がテストおよび評価を通じて本モデルを修正することにより当該遺漏の対処に成功しない場合、重大な損失が生じる可能性があり、当該損失のすべては投資対象ファンドが負担します。投資対象ファンド投資運用会社は、引き続き新たな本モデルをテスト、評価および追加し、それにより、既存の本モデルは随時修正される可能性があります。投資家は、本モデルおよび投資戦略の追加、修正または削除を通知されず、また承認することもありません。投資対象ファンドのパフォーマンスに対する、本モデルまたは投資戦略の追加、修正および削除を含む変更の(プラスまたはマイナスの)影響については、いかなる保証もありません。

クラウディングノ収斂

定量性にフォーカスした運用会社の間において激しい競争があり、投資対象ファンド投資運用会社が世界全体の株式市場およびその他のヘッジファンドと相関性の低い収益を上げることができるかどうかは、収益性が高いと同時に、他の運用会社が採用するものとは差別化された本モデルを採用することができるかどうかにかかっています。投資対象ファンド投資運用会社が十分に差別化された本モデルを開発することができない場合、当該本モデルが絶対的な意味で収益性があるか否かを問わず、投資対象ファンドの投資目標が達成されない可能性があります。さらに、本モデルが他の運用会社が採用するものと類似するようになった場合、市場の混乱により、予想に関する本モデル(投資対象ファンドが採用するもの等)が悪影響を受ける可能性があります。これは、市場において本モデル(または類似する定量性にフォーカスした投資戦略)を利用する多くのファンドにわたる同時取引により、当該混乱が流動性の低下または急速な価格再設定を加速する可能性があるためです。

市場リスク

投資対象ファンドは、市場リスクにさらされます。市場リスクとは、特定の株式、ファンド、産業または証券全般の価値が下落するリスクをいいます。投資対象ファンドの投資対象の価値は、投資対象ファンドが投資する証券の価格に伴って上昇・下落します。証券の価格は、発行体の過去および将来の利益、その資産の価値、経営上の決定、発行体の商品またはサービスの需要、生産コスト、経済情勢全体、金利、為替相場、投資者の認識、地政学的要因および市場の流動性を含む多くの要因に伴って変動します。

新興市場

投資対象ファンドは、様々な市場に投資を行い、その一部は、「新興市場」または「フロンティア市場」と考えられることがあります。多くの新興市場またはフロンティア市場は、経済・政治の両面で発展途上であり、数少ない商品または産業のみで成り立っていて、相対的に政情および経済が不安定で

す。多くの新興市場またはフロンティア市場国は、確立された製品市場を持たず、企業は深みのある経 営体制に欠け、または重要産業の国営化等といった政治的もしくは経済的なできごとの影響を受けやす い可能性があります。新興市場またはフロンティア市場における企業その他の事業体への投資、および 新興市場またはフロンティア市場のソブリン債への投資は、高いリスクを伴う可能性があり、投機的と なる可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、フロンティア市場が新興市場に類似するも のと考えています。しかしながら、フロンティア市場の企業は、新興市場と比べて規模が小さく、数が 少ない上、投資家も少なく、取引も頻繁ではありません。またフロンティア市場においては、規制、企 業情報が少なく、透明性に欠けます。フロンティア市場は、次世代の新興市場となると一般的に予想さ れています。リスクには、(i)収用、没収課税、国有化、社会的および政治的不安定性(後の選挙その他 の後の政権交代のリスクを含みます。) ならびに経済的不安定性のリスクが高いこと、(ii)新興市場の 発行体市場における証券およびその他の投資対象の市場の一部が相対的に現行の規模が小さく、また、 相対的に現在の取引量が少ないことにより、流動性の不足および価格のボラティリティがもたらされて いること、(iii)一定の国策によって、投資対象ファンドの投資機会が制限される可能性があること(関 連する国益との関係でセンシティブとみなされる発行体または産業への投資制限を含みます。)、(iv) 民間または外国投資および私有財産を規律する整備された法制度がないこと、(v)高いインフレ率または ハイパーインフレの可能性があること、(vi)通貨リスクおよび外国為替管理の賦課、延長または継続、 (vii)金利リスク、(viii)信用リスク、(ix)低水準の民主的責任、(x)会計基準および監査実務の差異に よって信頼性の低い財務情報がもたらされること、(xi)異なるコーポレートガバナンス制度、(xii)政府 または政府機関により発表される公式データの品質、タイミングおよび信頼性の不足、ならびに(xiii) 意思決定への政府または軍隊の介入、テロ行為、市民暴動、過激主義、隣国間における敵対行為による 政治的不安定性が含まれます。

上記の新興市場またはフロンティア市場に関するリスクは、カウンターパーティー・リスクを増加さ せます。さらに、投資者による新興市場またはフロンティア市場に係るリスク回避が、当該市場におい て行われたまたは当該市場にエクスポージャーを有する投資の価値および/または流動性に著しい悪影 響を与え、上記のいずれかの要素によって生じる当該投資の実際のまたは予想される価値の下落を加速 させる可能性があります。新興市場またはフロンティア市場は、数多くの市場の不完全性を特徴とし、 その分析には、市場における長年の経験と補完的な各種専門家スキルが求められます。これらの非効率 性には、()ソブリン債リスクと資産価格の変動に対する政治の影響、()正式な官僚組織および個々 の経済的要素レベルでの歴史的または文化的な行動規範の欠如といった、新興市場における構造上の不 完全性、()新興市場における資産クラスが構築中であり、市場を動かす情報が利用可能な情報の一部 分に過ぎず、基礎となるできごとおよびソブリン債リスクの根拠が資産の価格に影響を与えるまでに数 日、数ヶ月、時には数年を要するという事実、()流動性の不完全性および市場集中の予測不能性なら びに()情報の不均衡(多くの場合、経験および現地に関する知識に起因します。)、および一部の市 場参加者が他者の入手できない市場情報を入手できるという事実が含まれます。投資対象ファンド投資 運用会社は、これらの市場の不完全性を生かして投資対象ファンドの投資目的の達成を目指します。し かしながら、当該目的をいつでも達成できるという保証はありません。昨今、一部の新興またはフロン ティア市場国の税制は急激に変更されており、中には予告なく行われ、遡及的効力を伴って適用された ものもありました。これらの国では、巨額の財政赤字により、政府が切実に税収を必要とすることがあ る一方で、経済状況により、潜在的な納税者が税金債務を履行する能力が低下しています。一部では、 税法違反が蔓延し、問題に対処する人材が不足し、経験の乏しい税務官によって一貫性のない形で法律 が執行されています。さらに、証券取引の決済および資産の保管に関する市場の慣行が、先進国のよう に整備されていないことがあり、これらの国における取引の実施につきリスクが増加しています。

固定利付証券

固定利付証券は、発行体がその債務の元本および利息を返済する能力に関するリスク(信用リスク) にさらされ、また、金利感応度、発行体の弁済能力に関する市場認識および一般的な市場の流動性等の

要因による価格変動にさらされる可能性(市場リスク)もあります。投資対象ファンドが投資する可能性のある固定利付証券は、金利の変動に左右されます。通常、金利の上昇に伴い固定利付証券の価値は減少し、通常、金利の低下に伴い固定利付証券の価値は増加します。したがって、投資対象ファンドのパフォーマンスは、市場金利の変動を予想し、これに対応し、投資資本に関連するリスクを最小限に抑えつつリターンを最大化するべく適切な戦略を用いる能力に部分的に左右されます。

非投資適格証券

投資対象ファンドは、その資産の大部分を、リスクの高い投資とみなされ、投資対象ファンドに収益や元本を喪失させるおそれのある非投資適格証券(「ハイイールド」証券等)に投資することがあります。当該証券は、格付機関がデフォルトのリスクが高いことを示唆する格付けを付与している金融商品です。ハイイールド債およびその他の金融商品の市場価値は、不安定な傾向にあり、それらの流動性は投資適格証券を下回ります。

エクイティ

投資対象ファンドは、エクイティ証券およびエクイティ・デリバティブに投資することが見込まれます。これらの金融商品の価値は、通常、発行体の業績およびエクイティ市場の動向によって変動します。その結果として、投資対象ファンドが、その業績が投資対象ファンド投資運用会社の予想から逸脱する発行体のエクイティ商品に投資し、またはエクイティ市場が概ね一方向のみの変動を見せ、かつ、投資対象ファンドが当該変動に対するヘッジを行っていない場合に、投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。また、投資対象ファンドは、発行体が、例えば転換証券の場合、転換証券の転換時に市場性のある普通株式を交付することや、一般市場における再販売のために制限付き証券を登録するなどの契約上の債務を履行しないリスクにさらされる可能性もあります。

レバレッジおよび金融取決め

投資対象ファンドは、一時的に借入れを行い、および/またはあらゆる種類のレバレッジ(デリバティブ商品に基づくレバレッジをかけたポジションまたはショート・ポジションを含みます。)を利用することがあります。レバレッジは、トータル・リターンの増加の機会を提供するものの、損失の可能性も増加させる効果を有します。したがって、投資の価値に悪影響を与えるあらゆる事由は、レバレッジが利用される程度に応じて深刻化し、ショート・ポジションの手仕舞いに伴い多額の損失が生じるおそれがあります。

デリバティブ商品全般

投資対象ファンドは、スワップ取引およびその他のデリバティブ商品の取引を締結することがあります。これらのスワップ取引、オプション取引およびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティーによる不履行のリスク(カウンターパーティーの財務の健全性および弁済能力に関するリスクを含みます。)、法的リスクおよびオペレーショナル・リスクを含む各種リスクにさらされています。これらの商品は、異常にまたは予想外に高額の損失を発生させることがあります。さらに、投資対象ファンドは、将来において、現在利用が企図されていない、または現在利用不可能なその他の特定のデリバティブ商品に関する機会を活用することがあります。将来において、現時点では特定不可能な特別なリスクが生じる可能性があります。投資対象ファンドが参加する可能性のあるデリバティブ商品に係る規制および税制をとりまく環境は整備中であり、当該証券に関する規制または税制の変更が投資対象ファンドに重大な悪影響を与える可能性があります。また、投資対象ファンドは、一部の投資につきショート・ポジションを得る目的でデリバティブ商品を利用することがあります。当該投資の価値が増加した場合、投資対象ファンドの価値に悪影響が及ぶ可能性があります。極端な市況において、投資対象ファンドが理論上無限の損失に直面する可能性があります。かかる極端な市況とは、投資対象ファンドの投資者が、特定の場合において最低限のリターンしか得られないもしくはリターンを得られない、またはその投資につき損失を被るような状況をいいます。

戦略の目的が達成できる保証、すなわち、ロング・ポジションの価値が低下せず、かつショート・ポジションの価値が増加せず、取引のいずれの要素についてもファンドに損失を生じさせるという保証は

ありません。多くの法域において、昨今、空売りに関する制限および報告要件が課されています。とりわけ2008年秋にSECが950社超の上場会社の株式につき一時的に空売りを停止したほか、2011年夏の金融市場の著しい変動により、様々な法域において、空売りが制限または禁止されました。これらの制限および報告要件により、ファンドがその投資戦略(ロング / ショート戦略の一環としてのものまたは投資のヘッジに関連するものを含みますが、これらに限られません。)を成功裏に実施し、かつその投資目的を達成することが妨げられるおそれがあり、その投資目的を達成できる場合であっても、かかる規制がない場合よりも著しく高額な費用をもってしか投資目的を達成できない可能性があります。さらに、空売りに関連する報告要件により、ファンドの競合他社がそのショート・ポジションに関する情報を得て、ファンドのリターンに悪影響が及ぶ可能性があります。

先物およびオプション取引ならびにヘッジ戦略

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために先物およびオプションを利用し、その投資または投資目的の全体的なリスクのヘッジ、または低減を試みることが見込まれます。投資対象ファンドがこれらの戦略を利用する能力は、市場状況、規制限度および税務上の問題により制限されることがあります。これらの戦略の利用は、特定の特別なリスクをはらみ、(i) 投資対象ファンド投資運用会社がヘッジされる証券の値動きおよび金利変動を予測する能力への依拠、(ii) 先物またはオプション取引が依拠する証券または通貨の値動きと投資対象ファンドの証券または通貨の値動きの不完全な相関関係、(iii) 特定の時期における特定の金融商品に対して流動性が高い市場の欠如、(iv) カウンターパーティーの不履行によるリスク(相手方の財務健全性および信用度に関連するリスクを含みます。)、(v) 先物取引に内在するレバレッジの程度(すなわち、先物取引において通常要求される保証金が低いということは、その先物取引が非常に高レバレッジである可能性があることを意味します。)ならびに(vi)投資対象ファンドの債務を補填するために分離されている資産の割合により、効果的なポートフォリオ運用または買戻しの要求に応じ、もしくは短期債務を果たす能力に対する障害が生じる可能性があることが含まれます。したがって、先物取引における比較的小さな値動きが、投資対象ファンドにとって早急かつ相当な損失をもたらすことがあります。

事業および規制リスク

投資対象ファンドの存続期間中には、法的、税務および規制上の変化が生じることがあり、その変化 の中には投資対象ファンドに悪影響を、場合によっては著しく、及ぼす可能性のあるものもあります。 金融サービス業界は一般的に、そして集団投資スキームおよびその管理会社の活動は特に、集中的な、 そして増加しつつある規制上の監視の対象となっています。かかる監視は、投資対象ファンドの潜在的 な負債ならびに法的、コンプライアンスおよびその他関連費用に対するエクスポージャーを増大させる ことがあります。規制監督の増加は、調査への回答や新規方針および手順の実施を含みますが、これら に限られない管理上の追加負担を投資対象ファンド投資運用会社に課す可能性もあります。かかる負担 は、投資対象ファンド投資運用会社の時間、関心およびリソースをポートフォリオ運用活動以外に振り 向けることがあります。さらに、課せられる制限を含む特定の規制上の変化は、投資対象ファンドの資 産のみに関するものではなく、投資対象ファンド投資運用会社が運用する資産全体を参照することに よって課される可能性があります。かかる状況においては、投資対象ファンド投資運用会社によるかか る制限の遵守が、利益相反を生じさせることがあります。さらに、証券および先物市場は、包括的な制 定法、規制および保証金要件に従います。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場で緊急事態が 発生した際に特別な行動を取る権限を有します。デリバティブ取引およびかかる取引に関係するファン ドの規制は、法律の発展途上の分野であり、政府および司法の活動の変更の対象となる可能性がありま す。

一般的に、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資運用会社、それらが取引および投資を行う市場またはビジネスを行うカウンターパーティーに適用される規制の変化が将来起こる可能性があるとしても、それがどのようなものであるかを予測することは不可能です。投資対象ファンドに対する将来の規制変化が、もしかすると著しい悪影響を及ぼすこともあり得ます。投資家は、投資対象ファンドの事業

が活動的で、経時的に変化することが見込まれていることを理解する必要があります。したがって、投資対象ファンドは、将来新たなまたは追加の規制上の制約の対象となることがあります。かかる規制は、投資対象ファンドの運営に大きな影響をもたらすことがあります。

外国税

アンブレラ・ファンドは、アイルランド以外の国において稼得した所得および投資に由来するキャピタル・ゲインについて税金(源泉徴収税を含みます。)の支払義務を負うことがあります。アンブレラ・ファンドは、アイルランドと他の国の間の二重課税防止条約に基づく当該外国税の税率引下げの恩恵を受けられないことがあります。したがって、アンブレラ・ファンドは、特定の国において自身が支払った外国源泉徴収税の還付を受けられない可能性があります。この状況が変化し、かつアンブレラ・ファンドが投資対象ファンドについて外国税の還付を受けた場合、投資対象ファンドの純資産総額が再表示されず、その還付額は、還付時において存在していた投資対象ファンドの投資主に対して比例按分して分配されます。

FATCAに基づく源泉徴収の対象となる可能性ある米国由来の支払い

一般的に米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国法により、通常、非米国の金融機関(投資会社を含みます。)に対する米国由来の所得および米国由来の利息または配当金を生じる資産の売却代金の特定の支払いにつき、当該金融機関がIRSに対して当該金融機関に直接的または間接的に口座を有する特定の米国人の氏名、住所および納税者番号ならびに当該口座に関するその他の特定の情報を開示していない場合には、30%の源泉徴収税が課されます。米国とアイルランドは、FATCAに関連して「モデル1」政府間協定(以下「US IGA」といいます。)を締結しています。US IGAは、上記の要件を修正するものですが、通常、アイルランド政府、ひいてはIRSに対する類似の情報の開示を要求しています。投資対象ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の賦課を回避するべくFATCAおよびUS IGAに基づき自身に課された義務を遵守する意向ですが、これに成功する保証はありません。

その他の税務当局に対する投資主情報の自動報告

「共通報告基準」として知られる自動情報交換制度がアイルランドで適用されます。当該政策に基づき、アンブレラ・ファンドは、アイルランド歳入局に対し、投資者に関する情報(投資者の身元、居住地および納税者番号ならびに所得額および投資対象ファンドの投資証券につき投資主が受領した売却額または償還額の詳細を含みます。)の報告を要求されています。その結果、投資主は、当該情報をアンブレラ・ファンドに提供することを要求されることがあります。当該情報は、法令遵守を理由としてのみ収集され、権限のない者には開示されません。

投資者は、投資対象ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるよう、管理事務代行会社に対して追加の情報提供を求められる場合があります。要求された情報を提供できなかった場合、投資者は、その結果発生した罰金もしくはその他の科料の負担、および/または自らの受益証券の強制償還を課せられ、かつ/または投資者がFATCAについて要求された情報を提供できなかった場合と同様の態様による不利益な結果を被る場合があります。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、日本における販売会社、管理事務代行会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネジャー、投資顧問会社または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利

益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b)同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の 売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連 会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場 合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有し ます。

管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびに各関連会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオ

に含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカー としての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

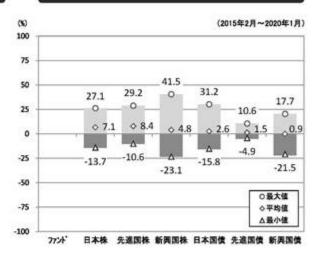
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※ファンドの運用は、2020年3月23日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
※米ドル・コースの年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の 騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、 ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成しています。全ての資産クラスがファンドの 投資対象とは限りません。

※ファンドは、2020年3月23日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

(各資産クラスの指数について)

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株:MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債: JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

並日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) 配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その機落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該機落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

米ドル・コースの申込手数料の額は、申込口数に応じて、購入金額の3.30%(税抜3.00%)を上限とする日本における販売会社が定める手数料とします。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として 日本における販売会社に支払われます。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

投資対象ファンドの投資証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、ファンドの純資産総額に対して、年率1.76%から2.26%程度を乗じた額となります。

- (注1)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。
- (注2)本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.31%以内^(注1)となることが見込まれます。

- (注1)設定日から起算して66ファンド営業日目の翌日以降において、前ファンド営業日における過去65ファンド営業日間の分配 金再投資基準価額の騰落率が2%未満である場合には、年率0.81%以内となることが見込まれます。
- (注2)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を 有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会 社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算される、(a)純資産報酬レートまたは(b) (i) 当初期間中は当初最低報酬、(ii) その他の全ての場合は継続最低報酬の、いずれか高い方に等しい報酬を、毎四半期に後払いで受け取る権利を有します。

管理事務代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社よってファンドの資産から支払われます。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

「純資産報酬レート」とは、ファンドの純資産総額の2.5億米ドル以下の部分に対して年率0.08%、次に、2.5億ドル超5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、そして、5億米ドル超の部分に対して年率0.06%で、資産に応じて段階的に計算される金額をいいます。

「当初期間」とは、設定日(同日を含みます。)から始まり、それから6か月後に終了する期間をいいます。

「当初最低報酬」とは、(a)発行されている受益証券コースが2以下の場合には年換算42,000米ドル、(b)発行されている受益証券コースが3以上の場合には年換算42,000米ドルに1コース増加毎に年換算6,000米ドルが加算された金額をいいます。

「継続最低報酬」とは、(a)発行されている受益証券コースが2以下の場合には年換算84,000米ドル、(b)発行されている受益証券コースが3以上の場合には年換算84,000米ドルに1コース増加毎に年換算6,000米ドルが加算された金額をいいます。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理 事務代行会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、受益証券コースに帰属する資産から、以下の報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。

- (a)計算期間の当該受益証券コースに帰属する基準価額(分配金総額の再投資後の基準価額)が2% 未満増加した場合、各計算評価日につき、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率 0.40%の報酬、または
- (b)上記以外の場合、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率0.75%の報酬

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

疑義を避けるために付言すると、販売報酬は、初回計算評価日の前に到来する各評価日に関しては、 上記(b)に従って計算されます。

- (注1)「計算期間」とは、該当する計算評価日の直前の65ファンド営業日間をいいます。
- (注2)「計算評価日」とは、設定日から起算して66ファンド営業日目の翌日以降の各ファンド営業日をいいます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会 社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬(以下、「報酬代行会 社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理 事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会 社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下、 「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、管理会社代行サービス会社報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては当初払込日、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を除きます。)、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされる、純資産総額の年率の 0.15%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社に よってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算される、受益証券コースに帰属する資産から、以下の報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。

- (a)計算期間の当該受益証券コースに帰属する基準価額(分配金総額の再投資後の基準価額)が2% 未満増加した場合、各計算評価日につき、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率 0.05%の報酬、または
- (b)上記以外の場合、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率0.20%の報酬

管理会社代行サービス会社報酬は、ファンドの管理会社代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

疑義を避けるために付言すると、管理会社代行サービス会社報酬は、初回計算評価日の前に到来する 各評価日に関しては、上記(b)に従って計算されます。

- (注1)「計算期間」とは、該当する計算評価日の直前の65ファンド営業日間をいいます。
- (注2)「計算評価日」とは、設定日から起算して66ファンド営業日目の翌日以降の各ファンド営業日をいいます。

投資対象ファンドの報酬、費用および経費

ファンドは、その資産の実質全額を投資対象ファンドに投資する予定であるため、ファンドは、投資対象ファンドに適用される以下の報酬、費用および経費を間接的に負担します。

投資対象ファンドの報酬の総額は、投資対象ファンドの運用資産の年率1.09%以内となることが見込まれます(特定の固定報酬は変更される場合があります。)。本書の提出日現在、投資対象ファンドの報酬は、投資対象ファンドの運用資産の年率0.95%ですが、今後この数値は見直される場合があります。

以下のサービス提供会社はそれぞれ、前月の投資対象ファンドの1日当たりの平均純資産価格に基づき、以下の割合にて毎月後払いで支払われる報酬を受け取ります。これらの報酬には、各サービス提供会社に支払われる経費は含まれません。

管理報酬

投資対象ファンド管理会社は、Iクラス投資証券に帰属する投資対象ファンドの資産から、該当する 月のIクラス投資証券に帰属する投資対象ファンドの平均純資産価格の年率0.75%の12分の1の割合に て毎日発生し、毎月後払いで支払われる管理報酬を受け取る権利を有します。投資対象ファンド管理会

社は、投資対象ファンド投資運用会社の報酬を自らの報酬から支払い、投資対象ファンド投資運用会社 は、投資顧問会社の報酬(もしあれば)を自らの報酬から支払います。

管理事務代行報酬

投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの資産から、 該当する月の投資対象ファンドの平均純資産価格の年率0.30%の12分の1の割合にて毎日発生し、毎月 後払いで支払われる年間管理事務代行報酬を受け取る権利を有します。

保管会社報酬

投資対象ファンド保管会社は、投資対象ファンドの資産から、投資対象ファンドの純資産価格の年率 0.04%を上限とする保管会社報酬に加え、当該報酬に適用される付加価値税(もしあれば)を受け取る 権利を有します。

費用および経費

投資対象ファンドは、投資対象ファンドのために投資対象ファンド管理会社が負担した合理的な経費で、投資対象ファンドに帰属するもの(投資対象ファンド投資運用会社、管理事務代行会社および/または販売会社が負担し、投資対象ファンド管理会社に請求したものを含みます。)に関して、自らの資産から、投資対象ファンド管理会社に払戻しを行います。

また、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの登記、様々な法域における規制当局、監督当局または財務当局に対する支払い、専門家報酬および税務申告業務など、その他の費用に関しても、投資対象ファンドに容易に帰属する場合は、これを負担します。

投資対象ファンドの設定および受益証券の募集に関連する費用および経費は、投資対象ファンドにより、投資対象ファンドの設定後3年間にわたり分割して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a)シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b)関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
 - () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - ()委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - ()副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - ()借入れにかかる利息
 - ()投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、 財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類す る資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - ()保険の費用(もしあれば)
 - () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - ()登録サービスの提供
 - ()財務書類の準備および純資産総額の計算
 - () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
 - () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者 に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
 - ()基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補 償するために必要な金額

- ()基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- ()基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されて いるその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる 書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。) ならびに ファンドおよび各コースの受益証券の販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集 に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、4会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2020年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務 当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができま
- (2)ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3)日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。 以下本 において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の

配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

- (4)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。
- (5)ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6)ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の 取扱いとなります。
- (7)個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価について は、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの 詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2020年3月23日から運用を開始します。

- (1)【投資状況】該当事項ありません。
- (2)【投資資産】該当事項ありません。
- (3)【運用実績】該当事項ありません。
- (4)【販売及び買戻しの実績】 該当事項ありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)海外における販売手続等

設定日(同日を含みます。)以降、各受益証券コースの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、当該受益証券コースの基準価額と同額で、投資者による募集に供されます。当該受益証券コースの基準価額は当該取引日(当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日)において計算されます。 募集の単位は1口以上1口単位とします。申込金額の総額は、1口未満の端数を切り捨てます。申込手数料はかかりません。

「最低申込み」とは、投資家1人当たり1口をいい、受益証券は、1口以上1口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部のみが承認され、もしくは拒否されることがあります。

募集

設定日(同日を含みます。)以降の取引日に受益証券コースの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、受益証券コースの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書(場合による)(およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所)を関連する取引日の直前の申込通知日の午後7時(日本時間)まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または/および日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する基準価額でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から2ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、管理事務代行会社に(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは 管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されます。

受益証券への申込契約は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は設定日または関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家 (注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義します。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる

受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および()管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、受益証券は設定日または関連する取引日の営業終了時から有効に 発行されたものとして取り扱われますが(場合による)、当該受益証券の申込者は、設定日または関連 する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下、「登録簿」といいます。)に登録されない場合があり ます(場合による)。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、(該当する場合に は)設定日または関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にマネー・ロンダリング防止手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託することができます。

受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者(または譲受人)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデューデリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券の収益の支払いまたは持分の譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺本書の条件に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用 法令に違反する可能性があると疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社 または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者 に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島内の者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業(ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(2020年改正)およびケイマン諸島テロリズム法(2018年改正)に定義されます。)またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(2020年改正)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または()テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法(2018年改正)に従い巡査もしくはそれより上級の警察官に報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

(注)「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含む。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d)欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e)上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および / または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしいれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下、「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)米国財務省外国資産管理室(以下、「OFAC」といいます。)に保持され、または欧州連合(以下、「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下、「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また()その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象(以下あわせ

て「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者またはその関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下、「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(2020年改正)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(2018年改正)または貯蓄収入情報提供法(欧州連合)(2014年改正)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

(2)日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7)申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として各取引日の前ファン ド営業日の午後5時(日本時間)または日本における販売会社が別途定める時までに申込みが行われ、 かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1口以上1口単位です。

投資家は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を米ドル貨または円貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるコースの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日(以下に定義します。)の直前の買戻通知日の午後7時(日本時間)または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに管理事務代行会社により受領されるよう、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社に(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に当該受益証券コースに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における基準価額により計算されます。

あるコースの基準価額は、関連する買戻日において計算された当該コースの受益証券 1 口当たり純資産価格(以下、「買戻価格」といいます。)です。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行使することができなくなります。ただし、(それぞれ買戻対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。 買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券口数に応じた買戻しを行うことができるよう、受益証券口数に応じて適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに 受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の 対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定の通り)買戻されます。買戻通知が繰り越さ れた場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻 しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における当該コースの基準価格は、かかる買戻通知が履行された日における当該コースの基準価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一ま

たは複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1)資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、あるコースの純資産総額の計算(すなわち、あるコースの基準価額)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも中断を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、 停止を宣言することができます。

- (i)投資対象ファンドが、投資対象ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、 または投資対象ファンドの純資産総額の計算の停止が宣言された場合
- ()管理会社と協議のうえ、受託会社の判断により、ファンドの純資産総額が、国際政治・経済情勢、取引対象国の投資方針の変更等を含む事由によって合理的にまたは公正に算出できない場合
- () 受託会社、管理会社および / または投資運用会社の事業運営が、テロまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる期間、および
- ()受託会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戾手続

買戻通知は、管理事務代行会社に(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理 事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれ も、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合 意されたその他の電子的手段により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損 失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下、「強制買戻し」といいます。)。

強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該基準価額に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下、「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券コースの基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(2)日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、原則として各買戻日の前ファンド営業日の午後5時(日本時間)または日本における販売会社が別途定める時までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される基準価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における 販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

(3)受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券コースが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のコースの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券コースに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券コースの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券コースの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券コース間で分配されます。ファンドの各受益証券コースに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券コースの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券コースの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券コースに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券コースの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券コースの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に 発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約 束手形、売掛金がその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額 は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b)下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および (f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、 値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c)下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式も

しくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d)上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または 相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、 管理により適宜決定されます。
- (e)上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f)上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正 な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができ ます。
- (g)ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、 関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなす レート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)管理事務代行会社が完全で信頼性があり正確であると考える投資対象ファンドの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、そして(b)特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および基準価額に関する情報を 受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存 在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純 資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券コースの基準価額の決定ならびに/もしくは ファンドの受益証券コースの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかる

ファンドの受益証券コースの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちーもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
- (b)ファンドの投資対象もしくはファンドのうちーもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券コースの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c)投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d)ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金 の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
- (e)いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考える場合
- (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、下記「(5)その他 - ファンドの解散」の記載に従って 早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、(i)2025年1月31日またはその後の受託会社と管理会社が協議の上合意した日(なお、合意した日がファンド営業日でない場合には直前のファンド営業日とします。)および()当該コースの全ての受益証券に関する強制買戻事由発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいいます。

コースの全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生した場合、各コースの各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。あるコースの受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(またはその日が評価日でない場合には直前の評価日)における当該コースの基準価額として、管理事務代行会社によって、英文目論見書および英文目論見書補遺に従って計算されます。

(4)【計算期間】

ファンドの決算期は毎年1月31日です。

ただし、初回決算日は2021年1月31日となります。

(5)【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c)基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d)受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e)管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f)ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

上記の事由に加え投資対象ファンドのIクラス投資証券への申込みが拒絶され、管理会社が、受託会社との協議後、ファンドの終了を決定した場合にもファンドは終了することがあります。

ソフトウィンドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款及び英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、信託証書の規定を修正し、改訂し、変更しまたは追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b)財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議または ファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更ま

たは追加は行わないものとし、()かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者 も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、他方当事者による90日前の書面による通知または他方当事者の倒産または通知後のいかなる違反の改善の失敗といった一定の状況下での即時の書面による通知により終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。ただし、()本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、当初払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社は、(a)(i)受託会社が清算する場合(報酬代行会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。)、()受託会社が支払不能にある場合、()受託会社が法律に基づく破産手続きを行う場合、()受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または(v)同等の効果を有する事由が発生した場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(b)受託会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は)受託会社に当該違反を是正することを求める報酬代行会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、(c)少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の辞退の場合、当該辞退は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の地位を辞任することができます。

また、受託会社は、(a)報酬代行会社が清算する場合(受託会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。)もしくは支払不能にある場合、もしくは英国法に基づき破産手続きを行う場合、または報酬代行会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同等の効果を有する事由が発生した場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(b)報酬代行会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、(当該違反が是正できるものである場合は)報酬代行会社に当該違反を是正することを求める受託会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、(c)少なくとも90日前までに書面で通知することにより(ただし、報酬代行会社の任命の終了の場合、当該終了は、受託

会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより 早い時点まで有効となりません。)、報酬代行会社の任命を終了することができます。

報酬代行会社の任命は、ファンド終了時に一方当事者から他方当事者への通知なくして自動的に終了します。

投資運用契約

投資運用契約は、()2025年1月1日または()強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、いずれの当事者も、他方当事者に対して90日以上または両当事者が書面により合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、いずれかの当事者による遅くとも3か月前までの他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において管理会社代行サービス会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の管理会社代行サービス会社が指定されることを条件として終了します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使 を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

()分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

()管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

()残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求す る権利を有します。

()損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償 を請求する権利を有します。

()議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

()管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について 一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

()日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する

一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2020年3月23日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2021年1月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジーケイマン諸島が行います。なお、ケーピーエムジーケイマン諸島は、公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ)受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エムユーエフジー・ファンド・サービシズ (ケイマン)リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島、KY1 - 1103、グランド・ケイマン、エルギン・アベニュー227、私書箱 852

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(口)受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されている ものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格 の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する 受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは 受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面に よる要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により) ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時およ び集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各 受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、 集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかっ た場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありま せん。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席 し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限 りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付さ れた決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当 たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を 保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当 該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議 であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが 「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島 ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」とい う表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指し ます。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行わ れます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(八)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額

2020年1月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約8,016万円)です。 過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2)会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより 招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または 取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表 権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主 を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2020年1月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計 (通貨別)
ケイマン諸島			213,274,413米ドル
	公募	7	29,900,581豪ドル
			3,743,377,638円
			89,538,862トルコリラ
	私募	34	383,833,296,657円

3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の直近2事業年度(2017年1月1日から2017年12月31日までおよび2018年1月1日から2018年12月31日まで)の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第 7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認 められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当する もの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c.管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2020年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.06円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 2018年12月31日終了事業年度財務諸表

損益およびその他の包括利益計算書 (2018年12月31日終了事業年度)

	注記への参照	2018年度		 2017年度 ¹		
		USD	千円	USD	 千円	
損益計算書 (米ドル)						
受取利息	······	22,534	2,458	11,246	1,226	
- うち、償却原価で測定される金融 商品にかかる受取利息		22,534	2,458	11,246	1,226	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	22,534	2,458	11,246	1,226	
サービス報酬収入	5	205,000	22,357	190,000	20,721	
その他収益		8	1	41	4	
·····································		227,542	24,816	201,287	21,952	
一般管理および営業費	6	(121,067)	(13,204)	(111,931)	(12,207)	
引当金繰入および						
税引前営業利益 ²		106,475	11,612	89,356	9,745	

税引前利益		106,475	11,612	89,356	9,745
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		106,475	11,612	89,356	9,745

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

財政状態計算書(2018年12月31日現在)

	注記への参照	2018年月	₹	2017年度	1
		USD	千円	USD	千円
資産 (米ドル)					
現金預け金	9	1,213,367	132,330	1,016,181	110,825
その他資産	10	206,873	22,562	299,223	32,633
資産合計		1,420,240	154,891	1,315,404	143,458
負債(米ドル)					
その他負債	10	3,735	407	5,374	586
負債合計		3,735	407	5,374	586
株主資本(米ドル)					
資本金	11	735,000	80,159	735,000	80,159
利益剰余金		681,505	74,325	575,030	62,713
株主資本合計		1,416,505	154,484	1,310,030	142,872
負債および株主資本合計		1,420,240	154,891	1,315,404	143,458

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

持分変動計算書 (2018年12月31日終了事業年度)

			利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	 千円
2018年度						
2018年度持分変動計算書						
(米ドル)						
	735,000	80,159	575,030	62,713	1,310,030	142,872
当該年度の利益	-	-	106,475	11,612	106,475	11,612
2018年12月31日現在の残高	735,000	80,159	681,505	74,325	1,416,505	154,484
2017年度持分変動計算書						
(米ドル)						
	735,000	80,159	485,674	52,968	1,220,674	133,127
当該年度の利益	-	-	89,356	9,745	89,356	9,745
	735,000	80,159	575,030	62,713	1,310,030	142,872

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

キャッシュ・フロー計算書 (2018年12月31日終了事業年度)

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー(米ドル)					
当該年度の利益		106,475	11,612	89,356	9,745
純利益を営業活動より生じた現金と一致させる/ めの調整	と				
税引およびその他調整前純利益に含まれる 非現金項目:					
受取利息	4	(22,534)	(2,458)	(11,246)	(1,226)
未実現損益		(8)	(1)	(41)	(4)
営業資産および負債変動前の営業活動より生じた 現金	ב	83,933	9,154	78,069	8,514
営業資産の純減:					
その他資産		92,358	10,073	176,907	19,293
営業資産の純減		92,358	10,073	176,907	19,293
営業負債の純(減)/増:					
その他負債および引当金		(1,639)	(179)	1,856	202
営業負債の純(減)/増		(1,639)	(179)	1,856	202
法人税等の支払額		-	-		
営業活動より生じた現金		174,652	19,048	256,832	28,010
財務活動によるキャッシュ・フロー (米ドル)					
受取利息	4	22,534	2,458	11,246	1,226
財務活動により生じた現金 (米ドル)		22,534	2,458	11,246	1,226
現金および現金同等物の純増額		197,186	21,505	268,078	29,237
期首における現金および現金同等物		1,016,181	110,825	748,103	81,588
期末における現金および現金同等物(米ドル)		1,213,367	132,330	1,016,181	110,825
現金預け金	9	1,213,367	132,330	1,016,181	110,825
期末における現金および現金同等物(米ドル)		1,213,367	132,330	1,016,181	110,825

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(USD)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。 為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

2. 重要な会計方針(続き)

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手元現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、新しい減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第9号における発生損失モデルから、IFRS第9号における予想信用損失(ECL)モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性を もって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 2018年12月31日終了事業年度財務諸表

2. 重要な会計方針(続き)

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

- (a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。
 - (i) 当社を支配している、または共同支配している。
 - (ii) 当社に重要な影響を与える。
 - (iii) 当社または当社親会社経営幹部の一員である。
- (b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。
 - (i) その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社 が関連している)。
 - (ii) その企業と他方の企業が関連会社であるか、合弁会社である(その企業の関連会社または合弁会 社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
 - (iii) 両企業が、同一の第三者企業の合弁会社である。
 - (iv) ある企業がある第三者企業の合弁会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
 - (v) ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - (vi) ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - (vii) (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

(k) 当期に発効された基準および解釈指針

当社は、当年度において次のような改訂を採用している。

IFRS第9号:金融商品(2018年1月1日発効)

IFRS第9号「金融商品」:2014年7月に、IASBはIAS第39号の代替として、IFRS第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。)の完全版を公表した。本基準には、認識および測定、減損、認識の中止、一般ヘッジ会計に関する要件が含まれる。当社は、IFRS第9号のもとで選択を許可されている方針として、遅くともマクロヘッジに関する要件が確定および公表されるまで、IAS第39号に準拠したヘッジ会計の適用を継続することを決定した。IFRS第9号に起因する、IFRS第7号「金融商品:開示」に対する修正においても、新しい開示、および現在の開示要件の改訂が求められている。IFRS第9号は、2018年1月1日またはそれ以後に開始される年度に適用できる。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド 2018年12月31日終了事業年度財務諸表

2. 重要な会計方針(続き)

2017年10月に、IASBは負の補償を伴う期限前償還要素(IFRS第9号の修正)を公表した。本修正は、2019年1月1日またはそれ以後に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。当社は、本修正を2018年1月1日付で年次採用した。

IFRS第9号の採用に起因する会計方針の変更は、一般に遡及適用される。しかしながら当社は、以前の期間の 比較情報を修正再表示しないことを認める免責条項を利用している。

本改訂の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」:2014年5月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS第15号」という。)を公表した。IFRS第15号は、単一の包括的な収益認識フレームワークを定めている。IFRS第15号の中核的原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を、かかる財またはサービスと引き換えに権利を得ると見込まれる対価の額で描写するように、企業が収益の認識を行うことを要求している。また、IFRS第15号には開示要件も含まれており、財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を理解できるようにしている。IFRS第15号は、IFRS内の既存の収益ガイダンスを置き換える。

2016年4月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化(以下、「IFRS第15号の明確化」という。)を公表した。IFRS第15号の明確化は、知的財産の使用権、履行義務の特定、本人(総額)・代理人(純額)適用ガイダンス、および経過措置について、収益認識に関する合同移行リソース・グループが検討した導入にかかる質問に対処することを意図するものである。IFRS第15号およびIFRS第15号の明確化は、2018年1月1日以降に始まる年次報告期間に発効する。

当社は、累積的影響法による移行アプローチを用いて、IFRS第15号のガイダンスとIFRS第15号の明確化を2018年1月1日に採用した。なお、移行に伴う調整は利益剰余金において認識され、比較情報の修正再表示を行っていない。採用の結果、当社は一部の報酬の認識時期による重大な変化を受けない。企業と締結した財またはサービスの顧客への移転契約が個別に識別可能かどうかを評価する際には、約束の内容が契約の観点において、それぞれの財もしくはサービスを個別に移転しているかどうか、または約束した財もしくはサービスを結合したものを移転しているかどうかを判断することを目的としている。アドバイザリー契約内の履行義務を評価した結果、当社は投資銀行資本市場業務における一部の報酬の認識時期に関する変更を特定した。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

3. 会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない (注記17)。

4. 純受取利息

	2018年度	2017年度
純受取利息 (米ドル)		
現金預け金にかかる受取利息	22,534	11,246
受取利息	22,534	11,246

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

5. サービス報酬収入

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2018年度	2017年度
収益 (米ドル)		
サービス報酬収入	205,000	190,000
収益合計	205,000	190,000

6. 一般管理および営業費

	2018年度	2017年度
一般管理および営業費(米ドル)		
その他報酬費用	(1,315)	(1,311)
銀行手数料	(545)	-
	(1,860)	(1,311)
監查報酬	(3,117)	(3,142)
役員報酬	(106,500)	(105,033)
専門家サービス	(9,590)	(2,445)
一般管理費	(119,207)	(110,620)
一般管理および営業費合計	(121,067)	(111,931)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2018年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- ホルト日本株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2017年:5,000米ドル)を受け取っているが、2018年12月31日現在当社は持分を保有していない。

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家限定)

グローバル・リート ・ファンド(適格機関投資家限定)

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)

米国リート・プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

ダイワ・オーストラリア高配当株 ファンド(適格機関投資家限定)

プリンシパル / CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)

CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

米国好配当株式プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

米国スモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)

J-REIT Fund (適格機関投資家限定)

USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

ユーロ・ストック・プレミアム・ファンド (適格機関投資家限定)

NB/MYAM米国REITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)

ブラジル株式アルファ・ファンド (適格機関投資家限定)

ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド (適格機関投資家限定)

US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)

ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)

AMPオーストラリアREITファンド (適格機関投資家限定)

J-REIT アンド リアル エステート エクイティファンド (適格機関投資家限定)

新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クアトロ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)

ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)

US REITファンド(適格機関投資家限定)

新生・ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ (適格機関投資家限定)

新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ (適格機関投資家限定)

米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド (適格機関投資家限定)

日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)

オーストラリア・リート・ファンド

オーストラリア・リート・プラス

米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)

米国・地方公共事業債ファンド

東京海上・CATボンド・ファンド

下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)

グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

マイスターズ・コレクション

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を 提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他 支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳:

	2018年度	2017年度
現金預け金 (米ドル)		
現金預け金	1,213,367	1,016,181
現金預け金合計	1,213,367	1,016,181

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

10. その他の資産および負債

	2018年度	2017年度
その他資産 (米ドル)		
未収利息および報酬	206,873	192,723
その他	-	106,500
その他資産合計	206,873	299,223
	2018年度	2017年度
その他負債(米ドル)		
未払利息および報酬	3,735	5,374
その他負債合計	3,735	5,374

11. 資本金

(a) 授権株式および発行済株式

		2018年度		2017年度
	株数	米ドル	株数	米ドル
授権株式:				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式:				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2018年および2017年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2018年および2017年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド 2018年12月31日終了事業年度財務諸表

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間 取引を行った。

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
					関連グループ	
	親会社	会社	合計	親会社	会社	合計
資産(米ドル)						
その他資産	-	205,000	205,000	-	191,632	191,632
資産合計	-	205,000	205,000	-	191,632	191,632
負債および資本(米ドル)						
その他負債	-	-	-	1,871	1,632	3,503
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	735,000	-	735,000	736,871	1,632	738,503

b) 関連当事者間の収益および費用

	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在			
	関連グループ			以	連グループ	
	親会社	会社	合計	親会社	会社	合計
その他収益 (米ドル)			,	'	,	
その他収益	-	205,000	205,000	-	190,000	190,000

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬(米ドル)	2018年度	2017年度
短期従業員給付	106,500	105,033
経営幹部報酬合計	106,500	105,033

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

14. 親会社および最終的な持株会社

2018年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス(ホンコン)リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15. 比較情報の再分類

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

金融機関である当社は、2018年度に、より適切な情報を提供することを目的として、表示方法を流動・固定資産および負債から流動性の高い順番に変更した。加えて当社は、収益および費用の詳細情報を提供するために、損益計算書の表示方法についても変更した。このような表示方法の変更に伴い、比較金額は当年度の表示方法に準拠するよう再分類されている。財務諸表の比較可能性向上のため、現在の表示方法はクレディ・スイス・グループ内の類似する企業の表示方法に従っている。以前の表示方法に基づく各項目の金額およびクラスについては、2017年度財務諸表を参照のこと。

16. 修正を要しない後発事象

2018年度において、修正を要しない重要な後発事象は存在しない。

17. 公表後、2018年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2018年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていない複数の改訂基準、新基準および解釈指針を公表している。

Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended 31 December 2018

	Reference to Note		
		2018	20171
Statement of profit or loss (USD)			
Interest income		22,534	11,246
- of which Interest income from instruments at amortised cost		22,534	11,246
Net interest income ²	4	22,534	11,246
Service Fee Income	5	205,000	190,000
Other revenues		8	41
Net revenues ²		227,542	201,287
General, administrative and trading expenses	6	(121,067)	(111,931)
Operating profit before allowance and taxation ²		106,475	89,356
Profit before tax		106,475	89,356
Income tax expense	7		
Profit after tax		106,475	89,356

^{*}Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

Statement of financial position at 31 December 2018

	Reference to Note		
		2018	20171
Assets (USD)			
Cash and due from banks	9	1,213,367	1,016,181
Other assets	10	206,873	299,223
Total assets		1,420,240	1,315,404
Liabilities (USD)			
Other liabilities	10	3,735	5,374
Total liabilities		3,735	5,374
Shareholders' equity (USD)			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		681,505	575,030
Total shareholders' equity		1,416,505	1,310,030
Total liabilities and shareholders' equity		1,420,240	1,315,404

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

Approved and authorised for issue by the board of directors on

lirectors on |2|05|261 Nicolas Papavoine
Director

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

Director

Director

The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2018

	Share capital	Retained earnings	Total
2018			
2018 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2018	735,000	575,030	1,310,030
Profit for the year		106,475	106,475
Balance at 31 December 2018	735,000	681,505	1,416,505
2017			
2017 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2017	735,000	485,674	1,220,674
Profit for the year	_	89,356	89,356
Balance at 31 December 2017	735,000	575,030	1,310,030

Statement of cash flow for the year ended 31 December 2018

	Reference to Note		
		2018	2017 ¹
Cash flows from operating activities (USD)			
Profit for the year		106,475	89,356
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest income	4	(22,534)	(11,246
Unrealised gain and loss		(8)	(41)
Cash generated from before changes in operating assets and liabilities		83,933	78,069
Net decrease in operating assets:			
Other assets		92,358	176,907
Net decrease in operating assets		92,358	176,907
Net (decrease)/increase in operating liabilities:			
Other liabilities and provisions		(1,639)	1,856
Net (decrease)/increase in operating liabilities		(1,639)	1,856
Income taxes paid			-
Net cash generated from operating activities		174,652	256,832
Cash flows from financing activities (USD)			
Interest income	4	22,534	11,246
Net cash generated from financing activities		22,534	11,246
Net increase in cash and cash equivalents		197,186	268,078
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,016,181	748,103
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)		1,213,367	1,016,181
Cash and due from banks	9	1,213,367	1,016,181
Cash and cash equivalents at the end of year		1,213,367	1,016,181

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in the trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) Foreign currency

The company's functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

2. Significant Accounting Policies (continued)

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the new impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

2. Significant Accounting Policies (continued)

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

The Company has adopted the following amendments in the current year:

IFRS 9: Financial Instruments (effective 1 January 2018)

IFRS 9 Financial Instruments: In July 2014, the IASB issued IFRS 9 'Financial Instruments' (IFRS 9) as a complete standard which replaces IAS 39. The Standard includes requirements for recognition and measurement, impairment, derecognition and general hedge accounting. The Company elected, as a policy choice permitted under IFRS 9, to continue to apply hedge accounting in accordance with IAS 39, until at the latest the requirements on macro hedging are finalised and released. The amendments to IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures' resulting from IFRS 9 also require new disclosures as well as the revision of current disclosure requirements. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018.

In October 2017, the IASB issued Prepayments Features with Negative Compensation (Amendments to IFRS 9). The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019, with early adoption permitted. The Company yearly adopted this amendment as at 1 January 2018.

2. Significant Accounting Policies (continued)

Changes in accounting policies resulting from the adoption of IFRS 9 are generally applied retrospectively; however the Company has taken advantage of the exemption allowing it not to restate comparative information for prior periods.

The adoption of this amendments does not have a material impact to the Company's financial statements.

IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers: In May 2014, the IASB issued IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' (IFRS 15). IFRS 15 establishes a single, comprehensive framework for revenue recognition. The core principle of IFRS 15 requires that an entity recognise revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. IFRS 15 also includes disclosure requirements that enable users of financial statements to understand the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from contracts with customers. IFRS 15 replaces existing revenue guidance in IFRS.

In April 2016, the IASB issued Clarifications to IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' (Clarifications to IFRS 15). The Clarifications to IFRS 15 are intended to address implementation questions that were discussed by the Joint Transition Resource Group for Revenue Recognition on licenses of intellectual property, identifying performance obligations, principal versus agent application guidance and transition. IFRS 15 and Clarifications to IFRS 15 are effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2018.

The Company adopted the guidance in IFRS 15 and Clarifications to IFRS 15 on 1 January 2018 using the cumulative effect transition approach with a transition adjustment recognised in retained earnings without restating comparatives. As a result of adoption, Company did not have any material changes due to timing of the recognition of certain fees. In assessing whether an entity's promises to transfer goods or services to the customer are separately identifiable, the objective is to determine whether the nature of the promise, within the context of the contract, is to transfer each of those goods or services individually or, instead, to transfer a combined item or items to which the promised goods or services are inputs. As a result of the Company assessment of performance obligations within advisory contracts, the Company identified changes in the timing of the recognition of certain fees in the investment banking capital markets business.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

4. Net Interest income

	2018	2017
Net Interest Income (USD)		
Interest income on cash and due from banks	22,534	11,246
Interest income	22,534	11,246

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2018	2017
Revenues (USD)	20.2.00	
Service Fee Income	205,000	190,000
Total revenues	205,000	190,000

6. General, Administrative and Trading Expenses

	2018	2017
General, administrative and trading expenses (USD)		
Other commission expenses	(1,315)	(1,311)
Bank charges	(545)	_
Trading expenses	(1,860)	(1,311)
Auditor remuneration	(3,117)	(3,142)
Directors' remuneration	(106,500)	(105,033)
Professional Services	(9,590)	(2,445)
General and administrative expenses	(119,207)	(110,620)
Total general, administrative and trading expenses	(121,067)	(111,931)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 18 January 2020. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン)リミテッド(E15389) 有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited Financial statements for the year ended 31 December 2018

8. Unconsolidated Structured Entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2018:

HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2017: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2018:

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Income Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Euro Stock Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

US REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)

Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)

US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified institutional Investors Only)

Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

Australia REIT Fund

Australia REIT Plus Fund

US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

US Municipal Bond Fund

Tokio Marine CAT Bond Fund

Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

Meister's Collection

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

	2018	2017
Cash and due from banks (USD)		
Cash and due from banks	1,213,367	1,016,181
Total cash and due from banks	1,213,367	1,016,181

10. Other Assets and Other Liabilities

	2018	2017
Other assets (USD)		
Interest and fees receivable	206,873	192,723
Others	-	106,500
Total other assets	206,873	299,223
	2018	2017
Other liabilities (USD)		
Interest and fees payable	3,735	5,374
Total other liabilities	3,735	5,374

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

		2018		2017
	No. of shares	USD N	lo. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2018 and 2017, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2018 and 2017, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2018.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions

a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business

		31 December 20	18	3	1 December 20	17
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets (USD)						
Other assets	-	- 205,000	205,000	E -	191,632	191,632
Total assets	-	- 205,000	205,000	_	191,632	191,632
Liabilities and Equity (USD)						
Other liabilities			_	1,871	1,632	3,503
Share capital	735,00	0 —	735,000	735,000		735,000
Total liabilities and shareholders' equity	735,00	0 —	735,000	736,871	1,632	738,503

b) Related party revenues and expenses

	31 December 2018		3	1 December 2	2017	
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Other revenues (USD)						
Other revenues		205,000	205,000	-	190,000	190,000

c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2018	2017 105,033	
Short-term employee benefits	106,500		
Total Remuneration of Key Management Personnel	106,500	105,033	

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2018, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Reclassification of Comparative Figures

The Company financials have not been re-stated.

In 2018, the Company being a financial institution, has changed its presentation from current and noncurrent assets/ liabilities to the order of liquidity as it provides more relevant information. In addition, the Company has also amended the presentation of its statement of income as it provides further information of revenues and expenses. On account of this change in presentation, the comparative amounts have been reclassified to conform to the current year's presentation. The presentation is now in line with that of similar entities within the CS Group as it enhances the comparability of the financial statements. Refer to 2017 financial statements for amounts of each item or class of items presented under the erstwhile presentation.

16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period

There are no material non-adjusting events for 2018.

Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2018

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2018 and which have not been adopted in these financial statements.

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

(2)【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1)貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照下さい。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性がありますが、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1)定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2)事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3)出資の状況

該当事項ありません。

(4)訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」)

(イ)資本金の額

2020年1月末日現在の額は、100米ドル(約1万906円)です。

(ロ)事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSCL」といいます。)の完全子会社です。ICSCLは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCLの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの会社インタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

(2)エムユーエフジー・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド (MUFG Fund Services (Cayman) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ)資本金の額

エムユーエフジー・ファンド・サービシズ (ケイマン)リミテッドの2020年 1 月末日現在の資本金の額は、5 万米ドル(約545万円)です。

(ロ)事業の内容

管理事務代行会社は、ケイマン諸島の法律に基づき、ケイマン諸島において設立された、三菱UF Jフィナンシャル・グループの会社の完全子会社です。

- (3) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)
 - (イ)資本金の額

2020年 1 月末日現在 781億円

(口)事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、証券および投資銀行業務を展開しています。日本での豊富な経験とグローバルな知見、実績をもとに、機関投資家、事業法人、政府機関等の顧客に対し、株式、債券、コーポレート・アドバイザリー、ファイナンシング、プライベート・エクイティー、オルタナティブなど、多岐にわたる金融商品サービスを提供しています。

- (4)大和証券株式会社(「日本における販売会社」)
 - (イ)資本金の額

2019年4月1日現在 1,000億円

(口)事業の内容

大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の完全子会社です。大和証券株式会社は1999年4月26日に、大和証券グループ本社から日本の国内小売部門の経営を引き継ぎ、営業を開始しました。同社は、日本国内で証券業務を行っています。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International) (「報酬代行会社」)

(イ)資本金の額

2019年11月19日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル(約1兆2,395億7,596万円)です。

(ロ)事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナル(以下「CSI」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立された(登記番号2500199)。1990年7月6日には、「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名の無限責任会社に登記が変更され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。登記上の本店はワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は +44(0)20 7888 8888です。CSIは英国の銀行であり、金融行為監督機構(FCA)およびプルーデンス規制機構(PRA)がEUの信用機関としてこれを規制しています。

CSIは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、有価証券の保有者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

CSIは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

CSIは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

(6)ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(Daiwa Asset Management (Europe)Ltd)(「投資運用会社」)

(イ)資本金の額

2020年1月末日現在 500,000英ポンド(約7,144万円)

(口)事業の内容

投資運用会社は1987年3月に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立され、指定された投資業務を行うことについて、英国の金融行為監督機構の認可および規制を受けています。投資運用会社は、管理会社代行サービス会社の子会社です。

- (注)英ポンドの円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=142.87円)によります。以下、別段の記載がない限り、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとします。
- (7)大和証券投資信託委託株式会社(「管理会社代行サービス会社」)
 - (イ)資本金の額

2019年4月1日現在 151億7,427万円

(ロ)事業の内容

管理会社代行サービス会社は、1959年から営業しており、現在、公募株式投信の運用資産を資金源とする日本最大規模の資産運用会社です。管理会社代行サービス会社は、様々な資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

(注)管理会社代行サービス会社は、2020年4月1日付で、商号を「大和証券投資信託委託株式会社」から「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) 信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2)エムユーエフジー・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(MUFG Fund Services (Cayman) Limited)

登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。

(3) クレディ・スイス証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(4)大和証券株式会社

ファンドの受益証券の販売・買戻業務を行います。

- (5) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International) 報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (6) ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) リミテッド(Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)

投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

(7)大和証券投資信託委託株式会社

管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389) 有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2020年改正)(以下「銀行・信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法(2018年改正)または地域会社(管理)法(2019年改正)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 2018年12月現在、規制を受けている、活動中の投資信託の数は10,992(2,946のマスター・ファンドを含む。)であった。また、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2.投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2020年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2020年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3.規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託は、CIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(様式MF3)による目論見書をその概要とともに提出し、登録時および毎年4,268米ドルの手数料を支払わなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有した健全な評判を有する者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(様式MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

- 3.3 登録投資信託 (第4条3項投資信託)
 - (a)規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - () 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - ()投資信託が「マスター・ファンド」(ミューチュアル・ファンド法に定義される。)であり、かつ以下のいずれかであるもの
 - (A) 一投資家当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (b)上記()および()の分類に該当する投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を CIMAに対して届け出て(様式MF1)、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支 払わなければなければならない。上記()に該当するマスター・ファンドで販売書類がない場合 は、かかるファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て(様式 MF4)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4.投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には訂正目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a)投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b)投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を 解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c)会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図して いる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
 - (e)ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(2018年改正)に従って、すべての規制 投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を 記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間 の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報 を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信 託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者か ら受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確 性または完全性については責任を負わない。

5.投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有つ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずか

ら有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さね ばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することをしったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a)投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b)投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の 債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそう しようと企図している場合。
 - (c)会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図して いる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (e)ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって) 24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585 米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。
- 6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

- 6.1 免除会社
 - (a)最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2020年改正)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

- (b)設立手続には、会社の基本憲章の制定(事業目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国) 非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d)投資信託がいったん登録された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - ()会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - ()会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - ()会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を 説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e)会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f)会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払いに加えて、会社は資本金から株式の 償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払いの後においても、通 常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を 維持すること)を条件とする。
- (k)会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から 分配金を支払う場合は取締役はその支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債 務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (1)免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、 ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m)会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、 所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n)免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。
- 6.2 免除ユニット・トラスト
 - (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
 - (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する 受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつ ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における 法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督 を受ける。
- (d)ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および 責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f)大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書および ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益 者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g)免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h)ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
 - (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルやプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
 - (b)リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
 - (d)ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e)ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件としてパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - ()ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- ()リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- ()リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報庁法(2017年改正)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- ()リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- ()有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g)リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h)リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i)免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの 約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。
- 7.ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー) は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を 行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に 対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC IMAに対して提供するよう指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの 行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a)規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行 おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
 - (c)免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、 行おうとしている場合。
 - (d)規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e)規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMA は、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するもの とする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b)会計監査を受け、監査済会計書類を CIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関してIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
 - (a)第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b)投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c)投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e)投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を 排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものと する。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている 事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関 する勧告をCIMAに対して行う。

- (c)第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b)投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定 に従い解散されるように申し立てること。
 - (c)投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため 受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d)投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e)また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9 (a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を 行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託 について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
- 8.投資信託管理に対する С І М А の規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託 の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が 清算手続きに入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b)免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、または そうしようと意図している場合。
 - (c)免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、 またはそのように企図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e)免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - (f)公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有に ふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - ()投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - ()規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - ()会計監査を受け、СІМАに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出 すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
 - (a)投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消 オート
 - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
 - (d)投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
 - (e)投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の

債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の 債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して 投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCI MAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c)第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
 - (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を 執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b)投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとする ことをやめてしまっていると認めた場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社 法により CIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
 - (a)規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c)規制投資信託であった者
 - (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 СІМАにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
 - (a)第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
 - (b) 和解または取り決めを審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。
 - (a)必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
 - (c)必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e)ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この 規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. СІМАによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、以下のいずれかに関係する情報を開示することができる。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b)投資信託に関する事項。
 - (c)投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密情報開示法(2016年)、犯罪収益に関する法律(2020年改正)または薬物濫用法(2017年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。

- (c)要約または統計での開示であって、開示される情報によって投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)。
- (d)ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該 監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認める ことを条件とする。
- (e)投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命 もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じ うる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実である か虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a)契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b)一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b)「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a)販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もし それが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会 社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b)一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法 (2019年改正) 第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2019年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b)他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、 欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13.清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照:第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、 パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・ パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対 して解散の届出をしなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)および第6.3(i)項参照)。

- 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)
- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的に は証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募 集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券 の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代 行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの

EDINET提出書類

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド(E15389)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社 の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a)本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - ()一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家 に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格ま たは買戻価格が計算されるようにすること。
 - ()管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - ()管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - ()別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分 が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、 および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC IMAに通知しなければならない。
- (d)管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にてIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島マネー・ロンダリング防止運営グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する 書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、 契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社お よび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c)保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り および充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純

収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

(d)保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a)一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2020年改正)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b)投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c)本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつと して投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務 には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申 込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定 通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - ()保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d)本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - ()結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般 投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはなら ない。ただし、

- (A)特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の 種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月 を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいもの とし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的に すべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ()株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、 当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ()取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、 取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託 の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資 顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において 明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第 三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f)一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社の ために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - ()株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g)上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - ()投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - ()マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業 体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進 する特別目的事業体である場合
- (h)投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者および CIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a)本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託 は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、 ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間 財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成 し、配付すれば足りる。
- (b)投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、 目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c)本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1 か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査 人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c)監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d)監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければ ならない。

14.12 目論見書

- (a)本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b)ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の 目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島 の登記上の住所。
 - ()一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - ()監査人の氏名および住所
 - ()下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資 信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者 の氏名および営業用住所。
 - ()投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、 券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - ()該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。

- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般 投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入 の権限に関する記述。
- ()一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- ()一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- ()一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社および その他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報 酬の計算に関する情報。
- ()一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関も しくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許 を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原 則。
- ()以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしく は主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- ()保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A)保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B)保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- ()投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A)投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所 もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B)投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1)投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや 図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2)投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」および「ファンドの受益証券の基準価額は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した基準価額は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3)投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。

購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨

ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨

EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容はhttp://disclosure.edinet-fsa.go.jp/でもご覧いただける旨

その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨

投資リスクの項の冒頭において、()ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあり、信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属する旨、()投資信託は預貯金と異なる旨

- (4)投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (5)ファンド証券の券面は、原則発行されません。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン)リミテッド

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから18ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という。)の2018年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2018年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準(「IFRS」)に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(「ISA」)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定(「IESBA基準」)ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人による それに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が 財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記 載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン)リミテッド

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があると合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン)リミテッド

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、 これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を 評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる 取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階 チャーター・ロード10 香港、セントラル

Independent auditor's report to the board of directors of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 4 to 18, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2018, the statement of profit and loss and other comprehensive income and the statement of changes in equity, the statement of cash flow for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard ("IFRS").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Independent auditor's report to the board of directors of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued) (Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.

Independent auditor's report to the board of directors of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued) (Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building 10 Chater Road Central, Hong Kong

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。